

経営者のための 相続対策セミナー

京都商工会議所主催 セミナー資料

2026年6月8日

(株)MHCアドバイザーサービス

税理士 竹田 謙一

【相続対策とは】

「相続対策」という言葉を聞くと、

- ① 多くの方がいかに相続税を安くできるか。
- ② 「うちには関係ない」・「うちは揉めるほど財産もない」と言われることをよく耳にしますが… 本当にそうでしょうか？



- ① 相続税の対策は、相続税が課税されるご家庭のみが必要とされるもの
- ② 家庭裁判所に相続関係（遺産分割）で持ち込まれる事件のうち、遺産額が5,000万円以下の案件が全体の78%を占めております。
なお、そのうち1,000万円以下の案件は36%で、相続税が課税されないご家庭でも訴訟や調停が起きているのが現状です。
遺産分割の争いはどのご家庭でも起こるため、対策が必要とされます。



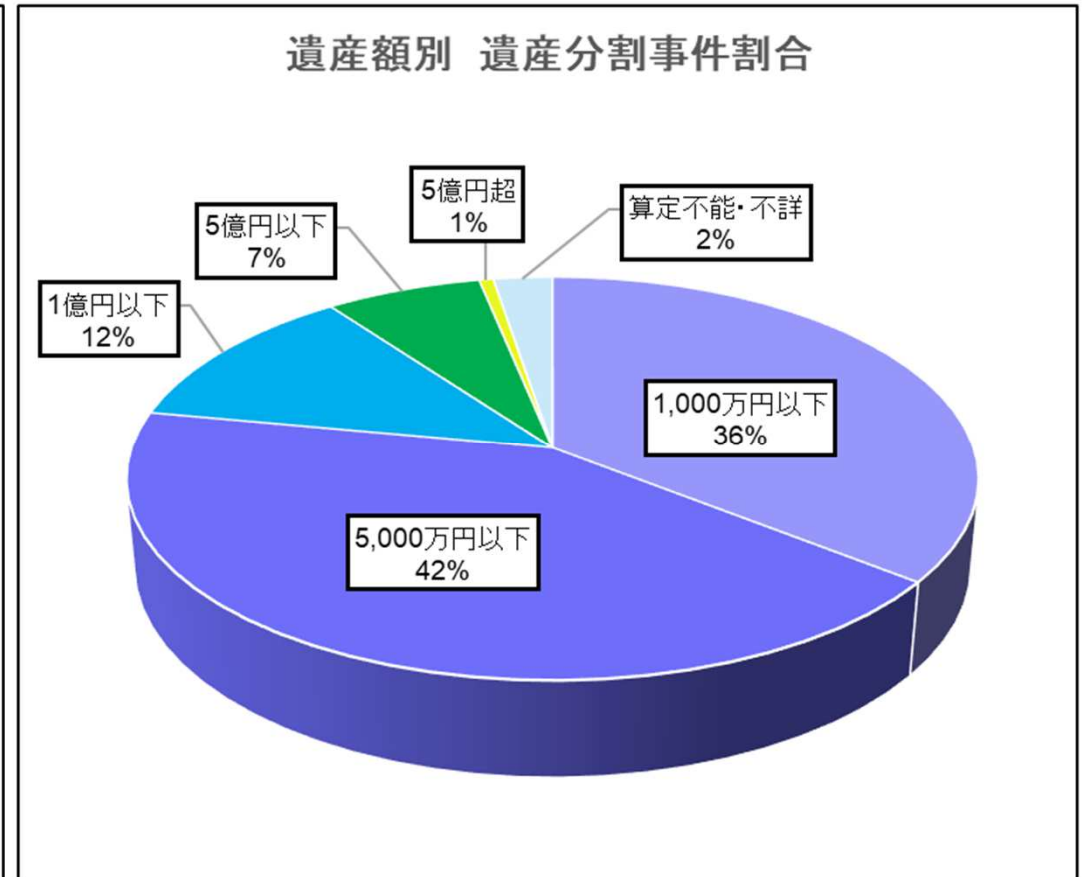
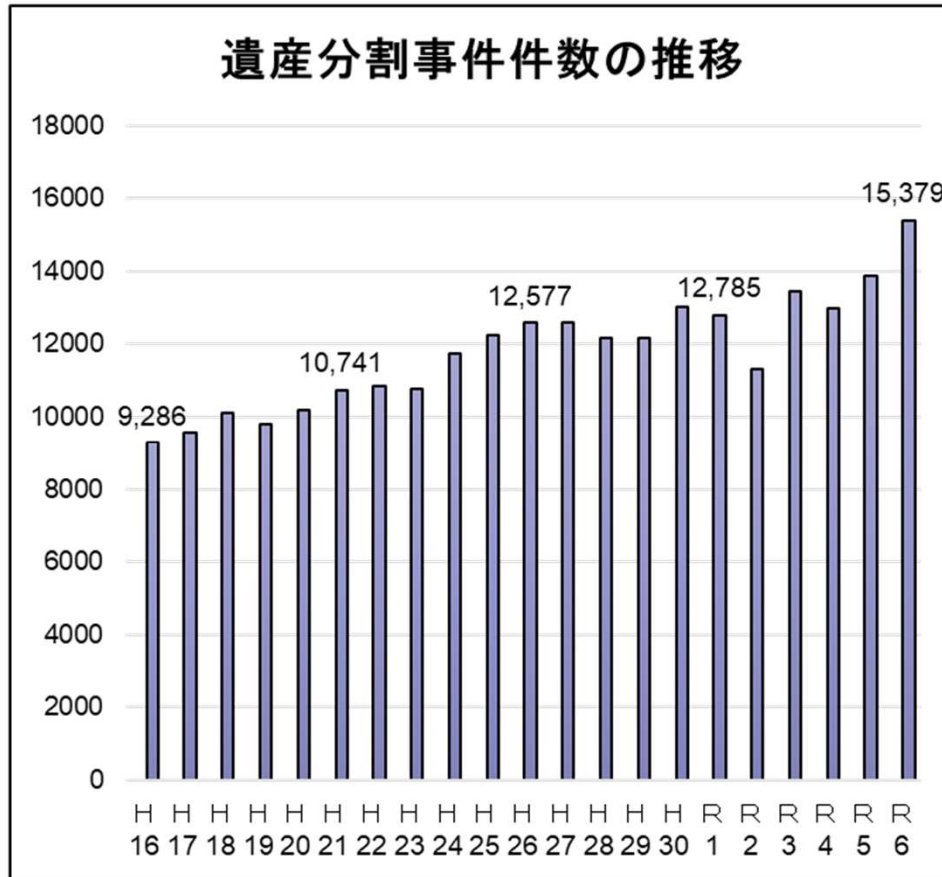
したがって必要な対策は

- 1 **争族**対策…………… 相続人間の争いを防ぐように。
- 2 **相続税**対策…………… 相続税の納税負担を認められる範囲で抑える。
- 3 **納税資金**対策…………… 納税は金銭一括納付が原則。納税できる資金確保も重要

【遺産分割事件件数・遺産額別事件割合】

各年の司法統計年報 3家事編 より作成

令和6年司法統計年報 3家事編 第52表より作成



家庭裁判所へ持ち込まれた遺産分割争いの案件は年々増加傾向にあり、ここ20年で約1.6倍となっております。



相続争いの中で全体の約78%は、遺産額5,000万円以下の家庭となっております

【相続対策の手順イメージ】

1 相続財産の一覧作成(財産のみならず、債務も含む)



2 相続税のシミュレーション(下記4の内容も考慮に入れつつ)



3 財産のうち整理できるものは整理する(対策も検討しつつ)



4 財産を各相続人に振り分けることを検討(確実にこの財産は誰にを決定)



5 遺言作成(争族対策)/【遺留分には注意】



6 相続税対策/行き過ぎた行為は注意

【相続対策の手法（一部の例示）】

争族対策

- ✓ 財産のリスト化と開示・・・リスト化して家族に共有する。
- ✓ 公正証書遺言の作成・・・付言事項の記載や遺留分に注意。
- ✓ 家族会議の実施・・・・・・家族間の調整の場を設け、スムーズな対応。
- ✓ 不要な財産を整理・・・・・・相続までに整理することにより、スリム化もしくは現金化。

相続税・納税資金対策

- ✓ 生前贈与の活用・・・生前贈与の活用により相続財産を減少させる。
（贈与時期などにより相続税が課税される可能性あり。）
孫への贈与も検討（公平にしないと争族になる恐れあり。）
- ✓ 孫を養子にする・・・法定相続人が増加するため、基礎控除額・非課税限度額が増加し、相続税の節税が可能。
（孫の相続税負担は2割増しになるので注意。）
（相続税の節税が先行にならないように注意が必要。）
- ✓ 財産の組み替え・・・現金⇒不動産へ（評価減可能）、賃貸物件（さらに評価減）、保険に加入し、非課税制度を適用しつつ、納税資金の確保
- ✓ 利用方法の変更・・・不動産の利用方法の変更により、小規模宅地等の特例規定の適用を可能にする など

【遺言の種類(普通方式)】

内 容	自筆証書遺言 (保管制度未利用)	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	遺言者自身が日付、氏名、財産の分割内容等の全文(目録を除く。)を自筆し、押印して作成。	証人2名以上の立会いの下に、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口頭で伝え、公証人が遺言者の口述内容を筆記する方法で作成。	作成した証書を封筒に入れ、証書に使ったものと同じ印章で封印する。その際、封入、封印は遺言者自身で行なう。証書の封印完了後、公証役場で遺言の存在を確認することが必要。その際、公証人1名と2名以上の証人も必要。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者が単独で作成できる(遺言の存在、内容を秘密にできる。) ・費用がかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件不備等により無効となるおそれがない。 ・原本は公証役場にて保管されるため、紛失、隠匿、偽造のおそれがない。 ・検認手続が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言の内容を遺言者自らが記載するため、遺言者以外に知られることがなく作成できる。 ・遺言の存在を明確にできる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・要件不備等により無効となるおそれがある。 ・遺言の紛失、隠匿、偽造のおそれがある。 ・検認手続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場へ支払う費用がかかる ・証人には遺言の内容を知られてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場へ支払う費用がかかる ・公証人は遺言の「内容」まで確認をするわけではないので、遺言としての要件が欠けてしまう場合がある。 ・検認手続が必要 ・遺言書の滅失・隠匿の心配は残る。

※ 家庭裁判所の検認

遺言書(公正証書遺言、法務局において保管される自筆証書遺言を除く)の保管者または発見者は、遺言者の死亡を知った後遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。

検認とは、相続人に対して遺言の存在およびその内容を知らせると共に、遺言書の形状、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続であり、**遺言の有効・無効を判断する手続**ではない。

【遺留分制度①】

遺留分とは

相続人が最低限の遺産を確保するために設けられた制度のことで、**兄弟姉妹以外の相続人(＝遺留分権利者)**には相続財産の一定割合を取得できる権利(遺留分権)を言います(民1042条)。

旧民法下では、遺留分権利者が遺留分の権利行使をしたときは、価額弁償が行われない限り、財産等の共有状態が生じていた(**遺留分減殺請求権**)。

しかし、共有状態となった場合、事業承継の支障となるなどの事情から改正法では、遺留分権利者の権利は、金銭債権として整理された(**遺留分侵害額請求権**)。

遺留分の割合

相続人の範囲		遺留分合計	各人の遺留分割合			
			配偶者	子	父母	兄弟姉妹
配偶者	—	1/2	1/2	—	—	—
配偶者	子	1/2	1/4	1/4	—	—
配偶者	父母	1/2	1/3	—	1/6	—
配偶者	兄弟姉妹	1/2	1/2	—	—	—
—	子	1/2	—	1/2	—	—
—	父母	1/3	—	—	1/3	—
—	兄弟姉妹	—	—	—	—	—

【遺留分制度②】

遺留分を算定するための財産の価額【民1043、1044条】

- =①「相続開始時における被相続人が有していた財産の価額」
- +②「相続開始前10年前までに行われた相続人に対する贈与した財産の価額」※
- +③「相続開始前1年前までに行われた第三者に対する贈与した財産の価額」※
- ④「被相続人の債務の全額」

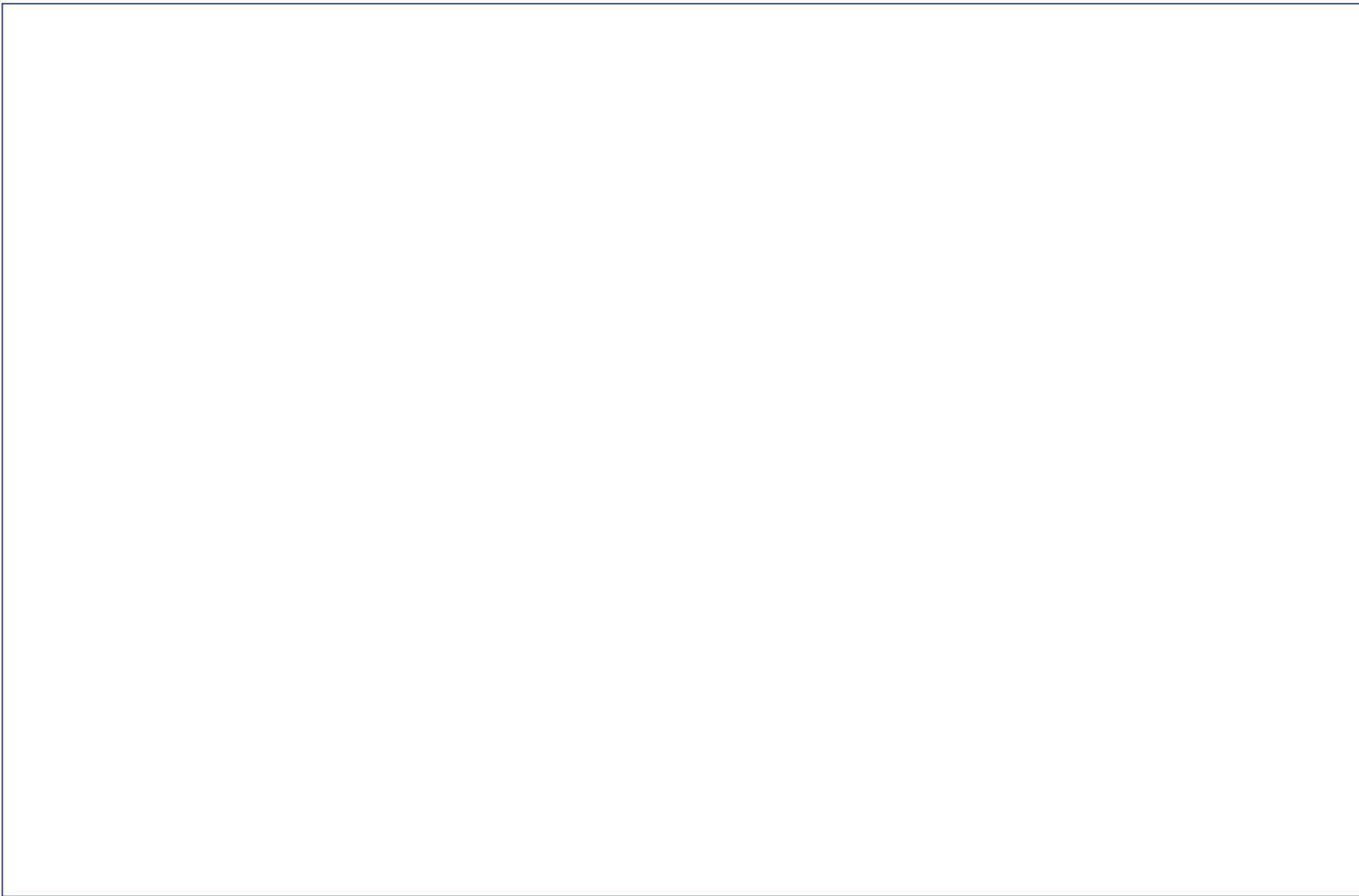
※ 当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って行われた生前贈与は、時期を問わず、そのすべてが算入される。負担付贈与が行われた場合には、その目的の価額から負担の価額を控除した額となる。また、不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたもの限り、その対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。なお、生前贈与がなされた財産の価額の評価基準時は、相続開始時となる。

遺留分の消滅時効【民1048条】

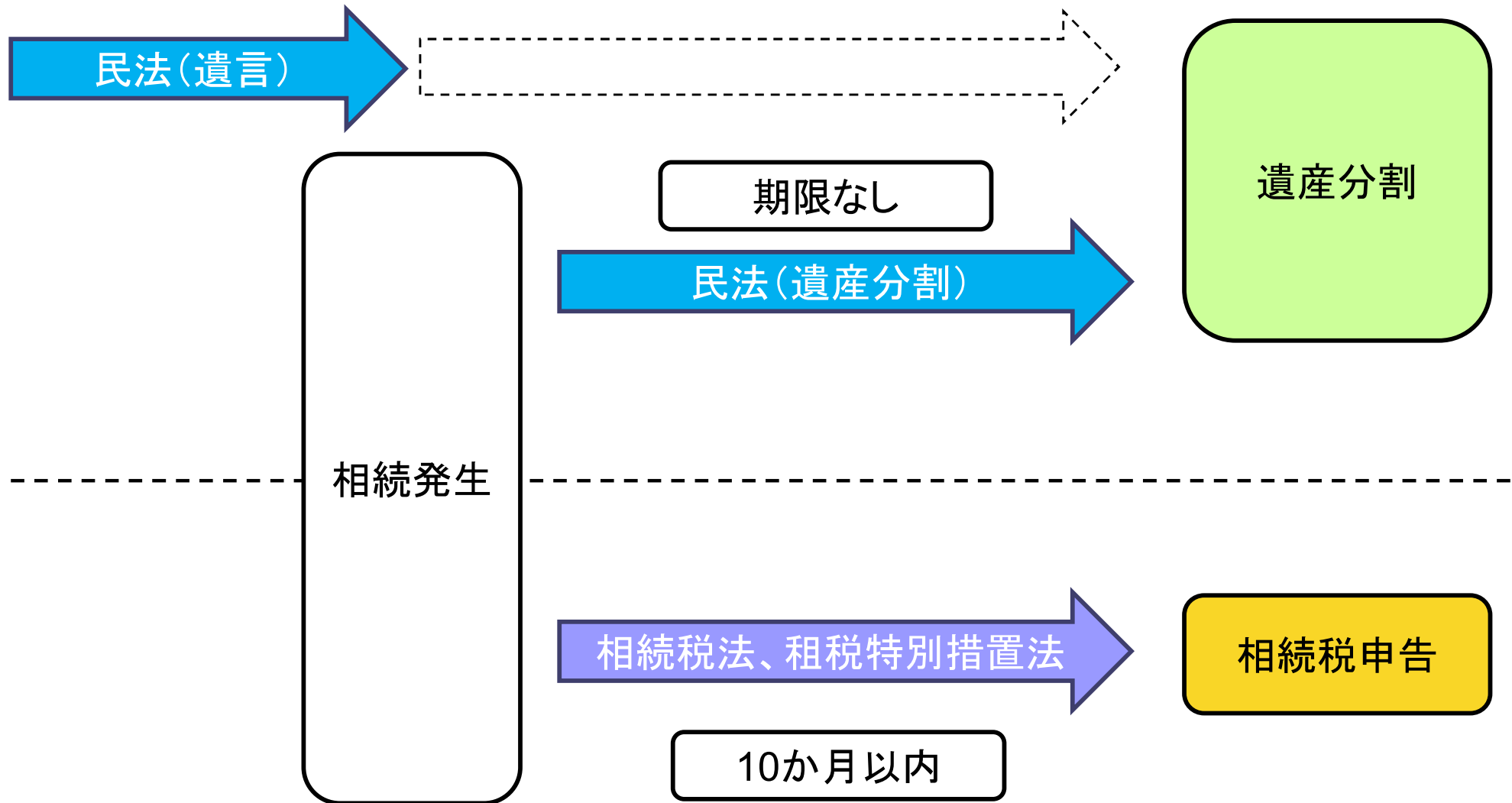
遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間、又は相続開始の時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

他方、遺留分侵害額請求権の行使によって生じた金銭債権の消滅時効は、通常の債権と同じく、その金銭債権の発生したときから5年間である(民166条)。

【メ モ】



【遺産の分割と相続税申告】



【相続税の申告状況】

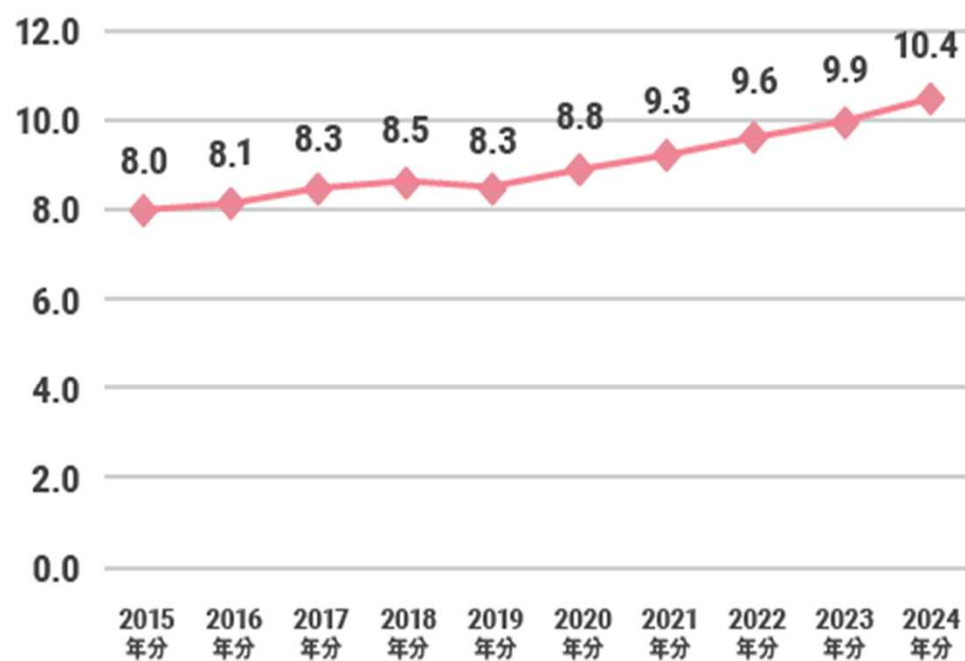
TOPIC 相続税、10人に1人の時代に

相続税の課税割合が初めて1割を超えました。2014年分は4.4%でしたが、2015年分は8.0%、2021年分は9.3%となり、2024年分は10.4%に達しています。

相続税を納めた方の数も2020年分以降増加を続け、2024年分は約36万人です。

背景には、2015年の基礎控除額引き下げに加え、地価の上昇、金融資産の増加、独身者の増加、相続人の減少などがあり、課税される方の範囲が広がっています。相続税は、多くの方にとって身近な税になりつつあります。

相続税の課税割合の推移(%)

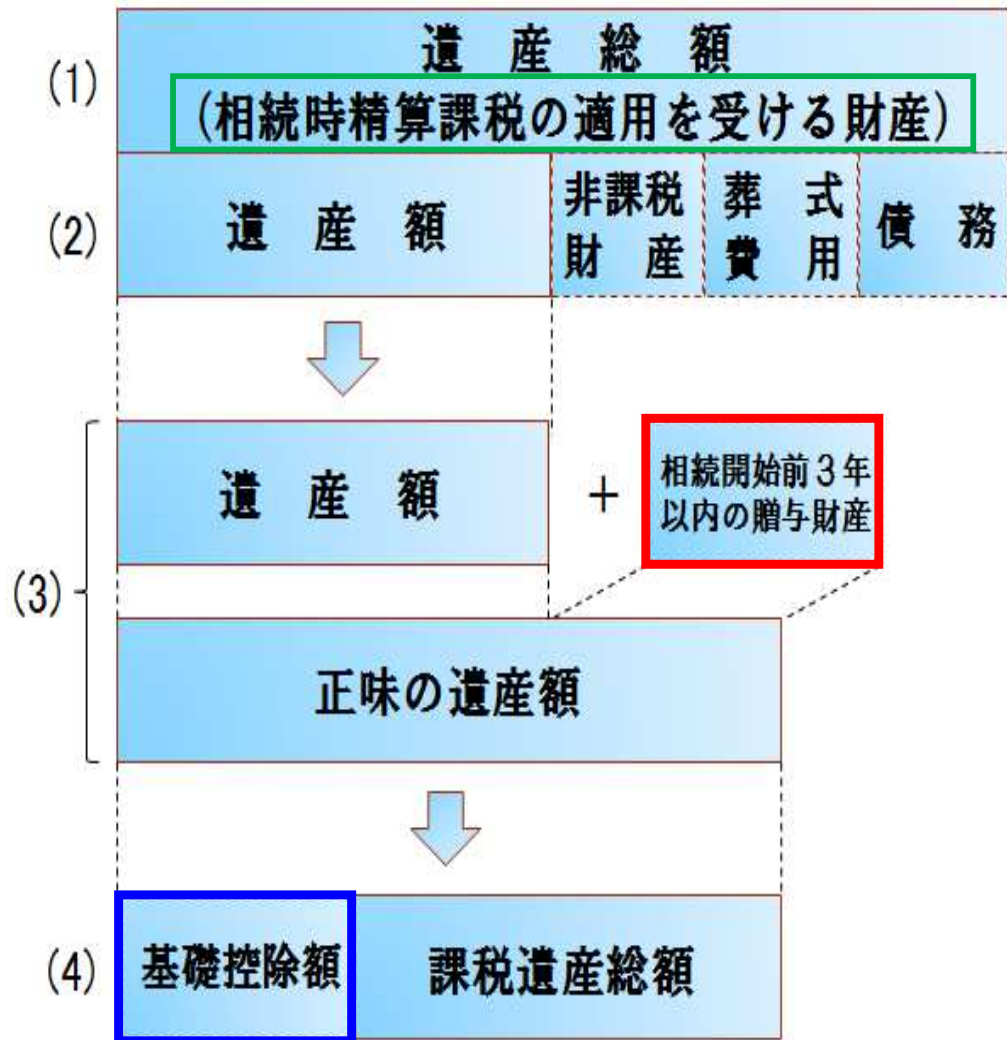


国税庁「令和6年分 相続税の申告事績の概要」より作成

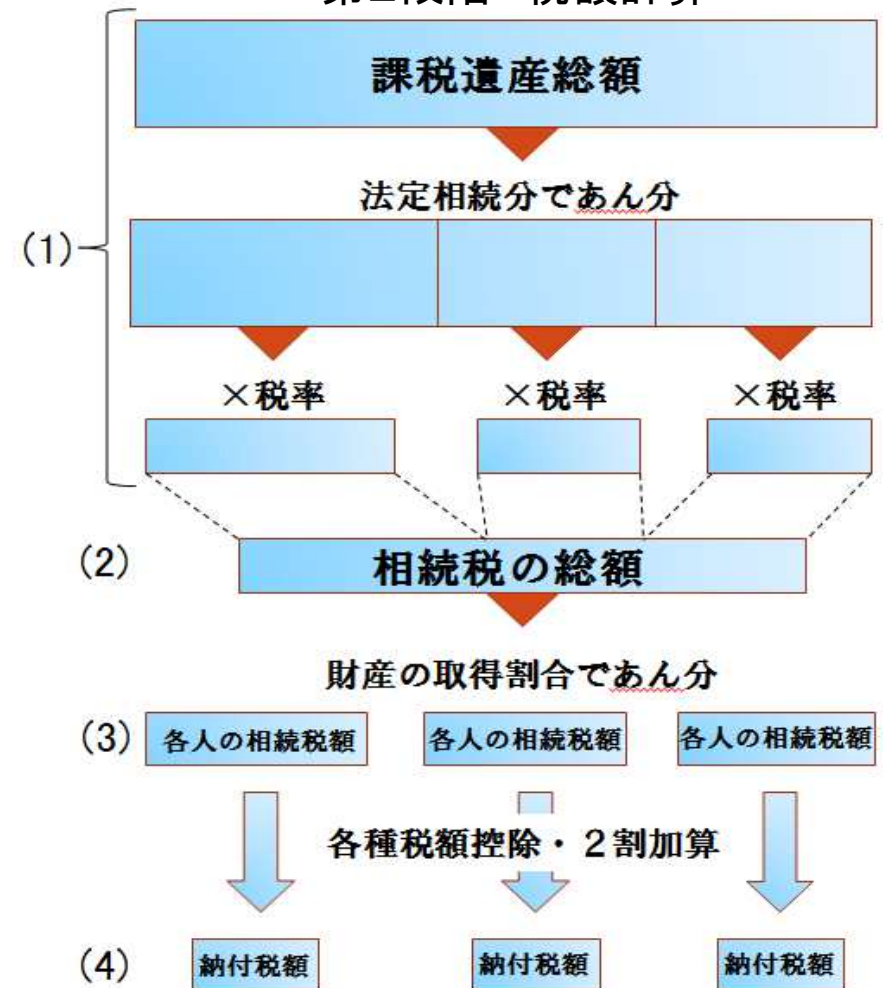
(出典)「MyKomon:2026年春号令和8年3月1日発行」

【相続税の計算の仕組み】

第1段階 財産計算



第2段階 税額計算



・・・令和6年1月以降は7年以内となりました（ただし実務的には、段階的に7年となります。）。

【相続税に関する基礎知識】

【相続人と法定相続分】

	配偶者	子	父母	兄弟姉妹
第一順位	1 / 2	1 / 2 ※	—	—
第二順位	2 / 3	—	1 / 3 ※	—
第三順位	3 / 4	—	—	1 / 4 ※

※ 複数いる場合には頭割り

【基礎控除額】

$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

【遺留分】

相続人が直系尊属のみ	1 / 3
上記以外	1 / 2

※ 兄弟姉妹には、遺留分は設けられていません。
各人の実質的権利は上記割合に法定相続分を乗じます。

【相続税率】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

【贈与の課税制度について】

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された財産の価額の合計額に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与等について、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	60歳以上の者（父母又は祖父母など）
受贈者		18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫
選択の届出	不要	贈与者毎に必要 （注）一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	基礎控除額：110万円（毎年）（※1） 特別控除額：2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	基礎控除額・特別控除額を超えた部分に対して一律 20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時の取扱い	相続税とは切り離して計算します。 （注）相続等により財産を取得する場合には、相続開始前7年以内の贈与財産は相続財産に加算（相続開始前3年超7年以内は合計100万円まで課税対象外）。（※2）	相続税の計算時に精算（合算）します。 （注）原則として、贈与財産は贈与時の時価で評価。

※1 令和6年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用。

※2 相続財産に加算する期間は、令和8年12月31日まで「相続開始前3年以内」、令和9年1月1日から令和12年12月31日まで「令和6年1月1日から当該相続の開始の日までの間」となり、令和13年1月1日以降「相続開始前7年以内」となります。

（出典）中小企業税制パンフレット（中小企業庁「令和7年度版」）

【贈与税率について(暦年贈与課税)】

【一般贈与財産用】(一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

【特例贈与財産用】(特例税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

【特例贈与財産用】

贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合

【相続と贈与の関係】

暦年贈与課税制度

贈与税

亡くなった方の
税の精算

相続税

補完する役割

相続税計算に加算・・・当初は3年 ⇒ 改正により7年

相続時精算課税制度【平成15年に創設】(考え方)

高齢化社会において、高齢者層の所有する財産を早期に次世代へ移転(生前贈与)し、経済の活性化を促すことを目的として創設されました。

相続時精算課税
の贈与の課税時点

相続・贈与一体

他の相続財産と同様に相続時点
(令和6年以降は110万円控除)

【暦年贈与課税の持ち戻しについて①】

改正前 3年



改正後 7年

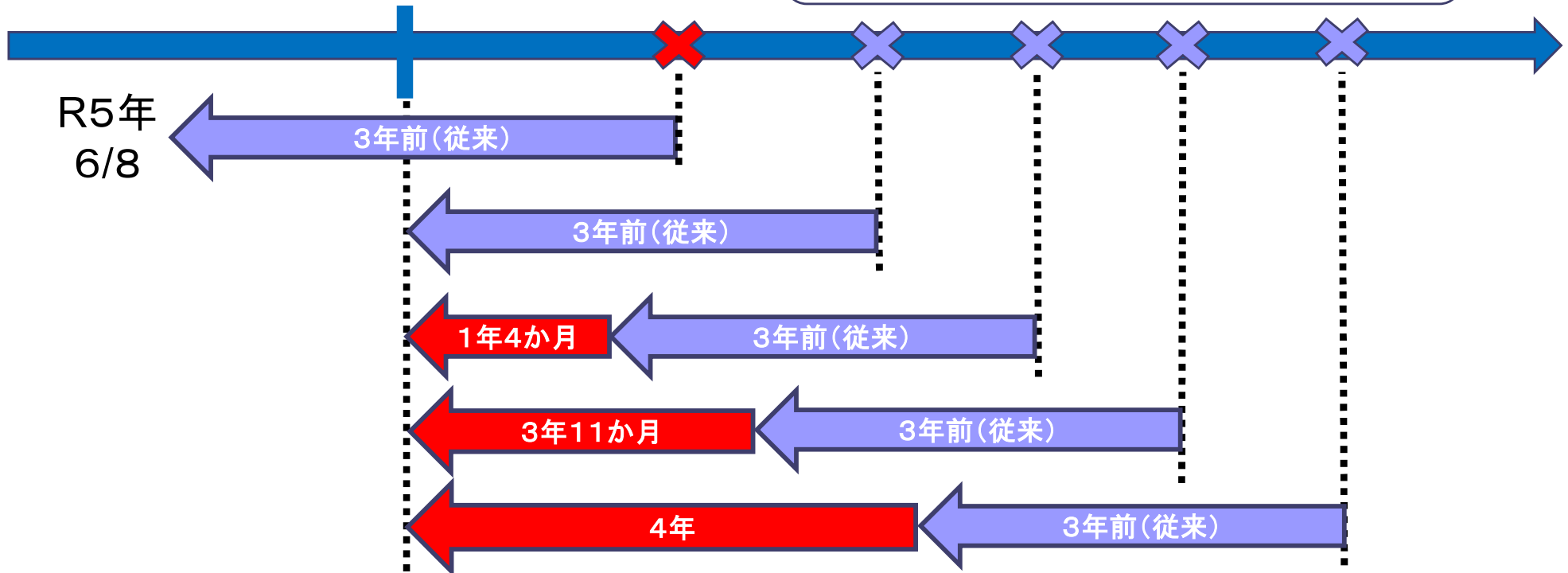
令和6年1月1日以降の贈与について
(実際には段階的に7年となる)

3年持ち戻し

7年持ち戻し

相続発生日

R9年 1/1	R10年 4/30	R12年 12/31	R13年 1/1
------------	--------------	---------------	-------------



※ 相続開始前 3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を加算する。

【暦年贈与課税の持ち戻しについて②】

暦年贈与課税の持ち戻しの大前提【相法19抜粋】

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前七年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(括弧書き省略)を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし・・・以下省略

→ 持ち戻しの対象となる方は、相続の際に財産を取得した者に限られる。

→ 相続の際に財産を取得しない方への贈与は、相続の際に影響しない。

暦年贈与課税の税額計算と注意点

【贈与税の課税価額(非課税財産を除く) - 基礎控除額(110万円)】 × 税率

↓
持ち戻しの対象となる価額

↓
贈与税の計算上、この範囲であれば課税されないが、相続税の計算では持ち戻しの対象となり、課税される可能性がある。

【贈与税の非課税財産（抜粋）】

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの



「扶養義務者」とは、次の者を言います。

- ① 配偶者、直系血族、兄弟姉妹
- ② 家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族
- ③ 三親等以内の親族で生計を一にする者

「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含みます。

「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らない。

「通常必要と認められるもの」は、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうものとする。

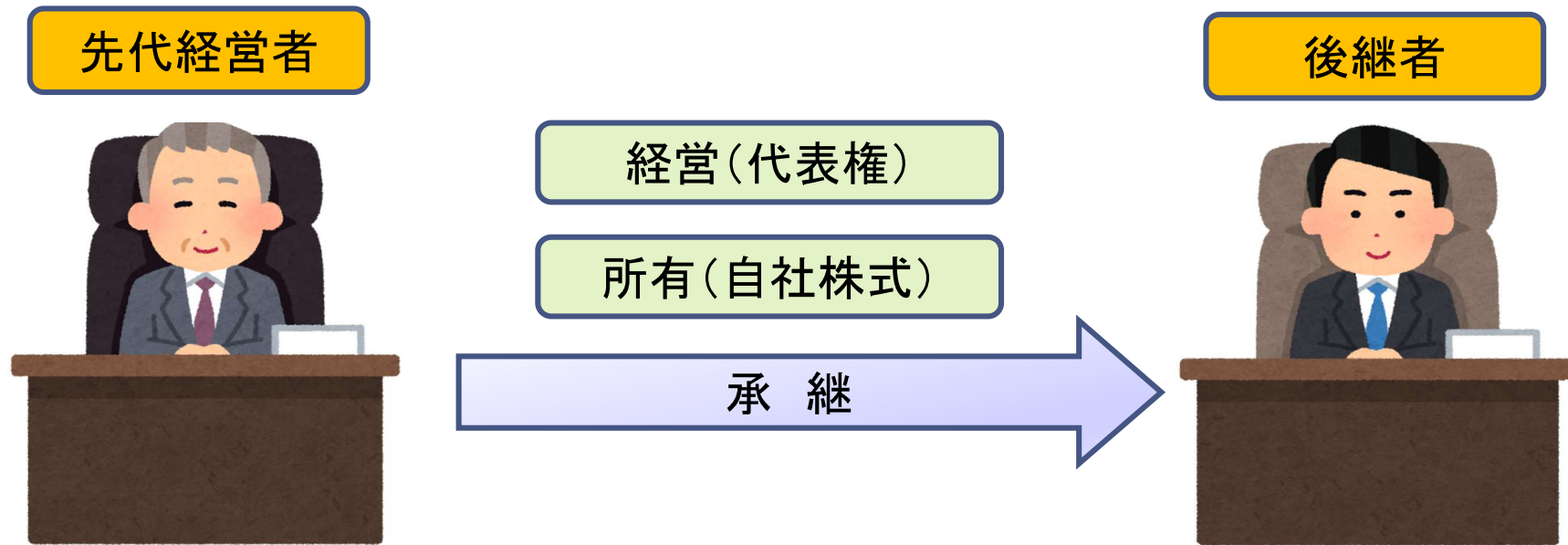
【暦年課税と精算課税の比較】

内 容	暦年課税制度	相続時精算課税制度
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7年を経過すれば、相続税とは切り離せる ・ 多くの相手に贈与が可能 ・ 推定相続人以外であれば7年以内を気にする必要はない。 (相続時に財産を取得していない前提) ・ 申告期限から6年（もしくは7年）で時効が成立する。 ・ 税制改正に対応がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,500万円までは、一旦無税で財産を移せる（別途、基礎控除110万円あり） ・ 多額に贈与ができる。 ・ 基礎控除110万円は、相続の持ち戻しから除かれる。 ・ 相続税の計算に当たり、控除しきれない贈与税額は還付される。 ・ 価格固定効果がある。 ・ 土地建物に関して災害が生じた場合の価値下落を考慮できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 累進税率が採用され、相続税率よりも高い税率である。 ・ 多額の贈与の場合、贈与税が高くなる。 ・ 110万円以下の贈与も7年以内のものは持ち戻しの対象となる。 ・ 相続税の債務控除の対象から除かれる。 ・ 相続税の計算に当たり、控除しきれない贈与税額は還付できない。 ・ 小規模宅地等の特例は適用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1度採用した場合には、撤回できない。 ・ 相続時に精算する義務がある。 ・ 将来価値が下落するものには適していない。 ・ 相続税の計算に改正があった場合、影響を受ける可能性がある。 ・ 受贈者が特定贈与者より先に死亡した場合に、精算課税に関する権利義務を受贈者の相続人が引き継ぐこととなる。 ・ 贈与税の時効が実質に適用されない。 ・ 小規模宅地等の特例は適用できない。

【メ モ】

Blank area for notes.

【事業承継とは】



【事業承継における流れや検討事項】

- 1 事業承継の目的(ゴール設定)
- 2 現状確認・分析
- 3 承継可能性の検討(場合によっては解散・清算)
- 4 承継方法の検討(親族内・従業員承継、M&Aなど)
- 5 自社株や組織に関する問題整理
- 6 実行

【現状分析シート】

1. 会社の概要

□ 会社概要

会社名	
住所	
資本金	
従業員	
業種	
事業内容	

□ 沿革

--	--

□ 主要株主

株主名	保有株式数(株)	割合	備考
A氏		#DIV/0!	
B氏		#DIV/0!	
C氏		#DIV/0!	
D氏		#DIV/0!	
その他2名		#DIV/0!	
発行済株式数		#####	

□ 親族関係者

氏名	年齢	続柄	備考

□ 経営者資産状況等

項目	評価額(円)	備考
自宅土地		
自宅家屋		
現預金		
その他		
合計		

□ 会社財務状況

項目	金額(千円)	備考
売上高		
経常利益		
当期利益		
総資産		
純資産		
借入残高		

特記事項

特記事項

2. 事業の分析

□ SWOT分析

自社の強味

自社の弱み(経営課題)

事業機会

事業脅威

3. 経営課題の整理

□ 事業承継における経営課題の整理

	課題	解決の担い手	優先度
会社			
経営者			
後継者			

4. 円滑な事業承継への骨子

--

(出典)「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」

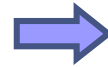
【承継方法の検討】

内 容	親族内承継	役員・従業員承継	社外への引継ぎ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲から心情的に受け入れられやすい ・後継者の育成に時間をかけることが可能 ・所有と経営の一体的な承継が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者としての能力のある人材を見極めて承継することが可能 ・長期間働いてきた従業員等であれば経営方針等の一貫性を保つことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・広く適任者を外部に求めることができる ・会社の売却利益を得ることが出来る ・買収側の事業内容によっては相乗効果が期待できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・親族内に適任者がいない可能性あり ・相続税等の問題も生じるため他の親族への配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の従業員等の兼ね合いを考慮 ・株式の買取りのための資金力が問題となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い手が見つかるかどうか ・条件交渉が難しい ・事業方針などを引き継ぐことが難しい
ポイント	「引き継ぐに値する企業であるか」を問われている認識を持つ	親族株主の了解を得て親族間の調整を行うこと	本業の強化、内部統制(ガバナンス)の体制の構築

【承継方法の検討(ポイント)】

株主

- 株式に対する納税
- 株主構成の明確化



- 事業承継税制の検討
- 安定株主・敵対的株主の整理

経営者

- 後継者の選定
- 人材流出の可能性



- 適正な選定、後継者教育
- 従業員・取引先への周知

保証人

- 経営者保証の承継



- 個人保証に係る交渉
- 経営者保証ガイドラインの活用

【事業承継計画書】

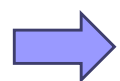
社名		中小株式会社					後継者		親族内・親族外					
基本方針	① 中小太郎から、長男一郎への親族内承継 ② 5年目に社長交代（代表権を一部に譲り、太郎は会長へ就任し10年目には完全に引退） ③ 10年間のアドバイザーを弁護士と税理士に依頼													
	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業計画	売上高	8億円					9億円					12億円		
	経常利益	3千万円					3千5百万円					5千万円		
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売渡請求の導入						親族保有株式を配当優先株式化					
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
	役職	社長	→					会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に紹介		役員刷新							
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継												
	個人財産の分配						公正証書遺言作成							
	持株 (%)	70%	65%	60%	55%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
		毎年贈与（暦年課税制度）					→		事業承継税制					
後継者	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳		
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→				
	後継者教育	社内	工場	営業部門	→		本社管理部門	→						
		社外	外部の研修受講	経営革新塾	→									
	持株 (%)	0%	5%	10%	15%	20%	70%	70%	70%	70%	70%	70%		
	毎年贈与（暦年課税制度）					→		事業承継税制	→			納税猶予		
補足	・5年目の贈与時に事業承継税制の活用を検討。 ・遺留分に配慮して遺言書を作成（配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分）。 ・一郎以外の株主（次男・長女）の保有株式を配当優先株式化することで均衡を図る。													

【注意】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議した上で行ってください。

（出典）「事業承継ガイドライン（第3版）」

【会社機関の確認】

定款



会社のルールブック(運営規則)

履歴事項全部証明書

①商号区②目的区③株式・資本区④役員区⑤会社状態区⑥登記記録区

履歴事項全部証明書	
東京都〇〇区〇〇〇〇1丁目1番1号 株式会社〇〇〇〇	
会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇
商号	株式会社〇〇〇〇
本店	東京都〇〇区〇〇〇〇1丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	令和〇年〇月〇日
目的	1.〇〇〇〇 2.〇〇〇〇 3.前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	〇〇〇株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 〇〇〇株
資本金の額	金〇〇〇〇万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない

整理番号 〇〇〇〇〇〇 1/2

東京都〇〇区〇〇〇〇1丁目1番1号 株式会社〇〇〇〇	
役員に関する事項	取締役 〇〇 太郎 取締役 〇〇 次郎 令和〇年〇月〇日 就任 取締役 〇〇 花子 令和〇年〇月〇日 就任 監査役 〇〇 太郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和〇年〇月〇日 登記

東京都〇〇区〇〇〇〇1丁目1番1号
株式会社〇〇〇〇

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(〇〇法務局管轄)
令和〇年〇月〇日 〇〇 〇〇 印

整理番号 〇〇〇〇〇〇 2/2

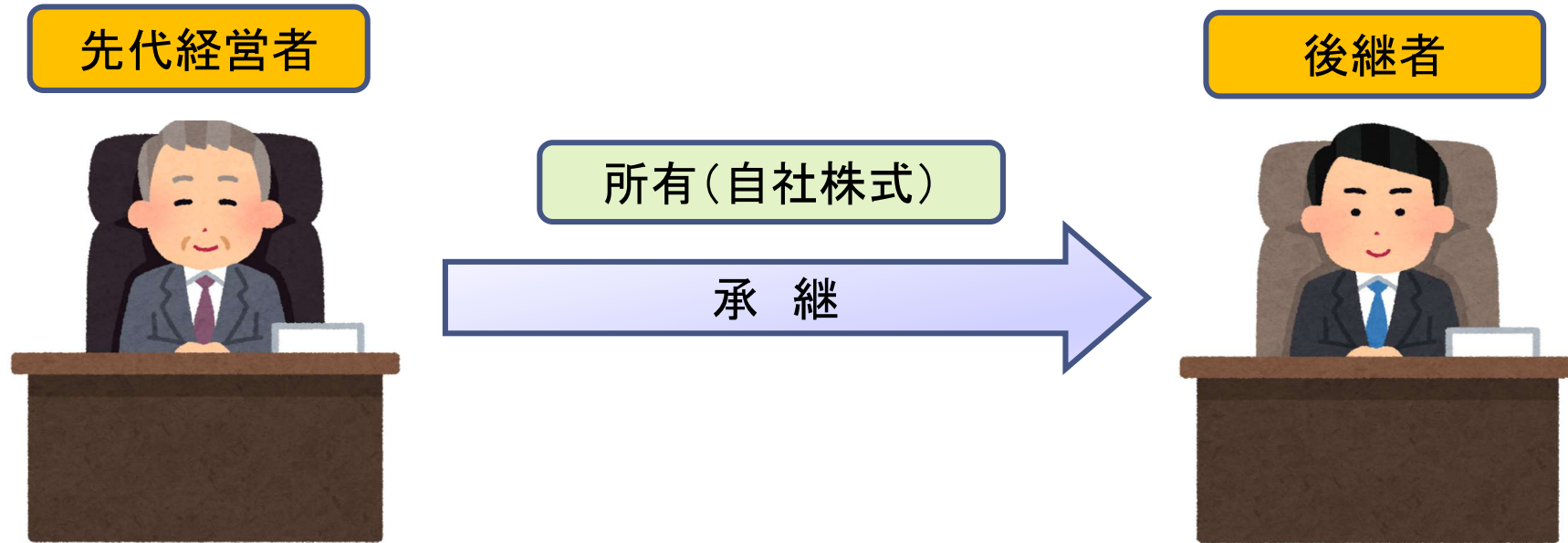
最近確認されていますか？



実態と一致していますか？

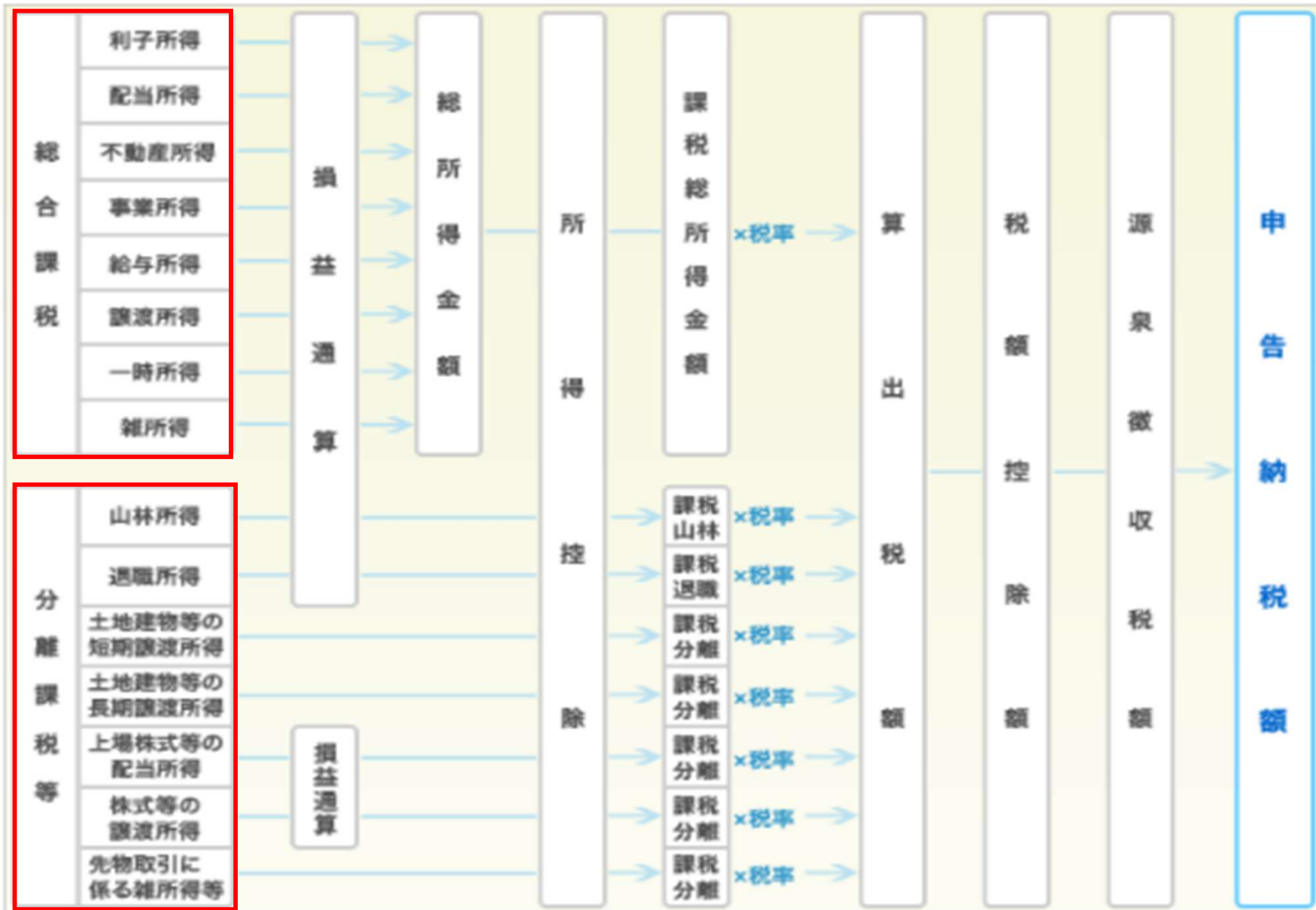
(出典)「Legal Media」

【株式の承継に関する課税関係】



承継方法	贈与	相続	譲渡
課税対象者	後継者	後継者	先代経営者
税金種類	贈与税	相続税	所得税
税率	超過累進(一定)	超過累進	一定(超過累進)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税より税率が高い ・遺留分の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・換金性が低い割に評価が高くなる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・約20%の税率で済むが購入資金をどうするか

【所得税の計算体系】



(出典)「福岡税理士事務所」

【所得税率について(ミニマムタックスは除く)】

【所得税率】(総合、山林、退職)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	—
330万円以下	10%	97,500円
695万円以下	20%	427,500円
900万円以下	23%	636,000円
1,800万円以下	33%	1,536,000円
4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

※ 他に10%の住民税が課されます

【所得税率】(土地建物等の譲渡)

所得種類	税率
長期譲渡所得	15%
短期譲渡所得	30%

※ 他に住民税として
 長期譲渡所得の場合5%
 短期譲渡所得の場合9%の住民税が課されます。

【長期譲渡所得】

譲渡した年の1月1日における所有期間が5年超

【短期譲渡所得】

譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下

【所得税率】(株式等の譲渡)

住民税も含め、長期譲渡所得と同様

※ 令和9年より基準所得税額につき、防衛特別所得税1% (創設)、復興特別所得税1.1% (現行2.1%) を所得税と併せて申告・納付することになります。

復興特別所得税の課税期間は、令和19年から令和29年までの10年間延長される。

防衛特別所得税の課税期間は、令和9年から当分の間とする。

【固定合意・除外合意】

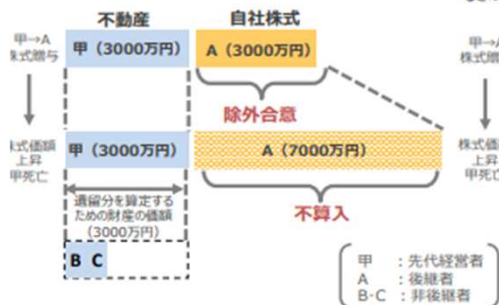
遺留分に関する民法特例のポイント（会社向け）

経営承継円滑化法の遺留分に関する民法の特例を活用すると、後継者及び先代経営者の推定相続人全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式の価額について、

- ①遺留分を算定するための財産の価額から除外（除外合意）
- ②遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定（固定合意）をすることができます（両方を組み合わせることも可能です）。

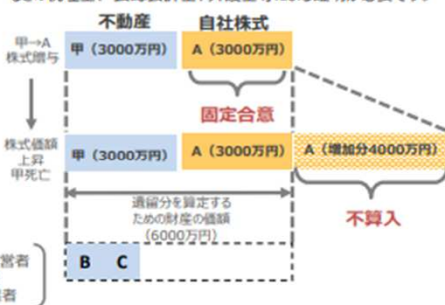
①除外合意

後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができます。



②固定合意

自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。
※ 固定する合意時の時価は、合意の時にける相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。



「遺留分」とは

「遺留分」とは、民法上、最低限保障されている相続人の取り分であり、原則として法定相続分の半分が「遺留分」となります。遺留分は被相続人（先代経営者）の意思にかかわらず、相続人全員が確保できるため、他の相続人が過大な財産を取得し、自己の取得分が遺留分よりも少なくなった場合には、遺留分侵害額に相当する金額の支払いを請求することができます。



- ・ 推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分侵害額に相当する金額の支払いを求められた結果、自社株式を処分せざるを得なくなりそれが分散してしまうなど、事業継続の妨げとなる場合があります。
- ・ 遺留分の特例を活用し、円滑な事業承継を実現しましょう。

活用までの手続の流れ

民法特例を利用するには、適用要件を満たした上で、「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受ける必要があります。



- 適用要件
- ①会社
 - ・ 中小企業者であること。
 - ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
 - ・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。
 - ②先代経営者（旧代表者）
 - ③後継者（会社事業後継者）
 - ・ 合意時点において会社の代表者であること。
 - ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。

①経済産業大臣の確認

主な作成書類及び添付書類（提出先：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課）	
主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 確認申請書 <input type="checkbox"/> 確認証明申請書 ※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておく、確認書と同時に交付が受けられます。 <input type="checkbox"/> 合意書	<input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等 <input type="checkbox"/> 上場会社等でない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 先代経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可） ※先代経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等が必要ですが、ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。 <input type="checkbox"/> （固定合意の場合のみ）税理士等の証明書

※ 戸籍謄本等については、家庭裁判所の許可申立てにおいても添付書類とされているため、経済産業大臣に対して確認の申請をする際には、その原本の返付を受けておくことをおすすめします。

②家庭裁判所の許可

経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所（※）に「申立書」に必要な書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。

家庭裁判所は、合意が当事者全員の真意によるものであるかどうかを確認し、そのように認められる場合、許可を行います。（※）管轄裁判所は、先代経営者の住所地の家庭裁判所です。

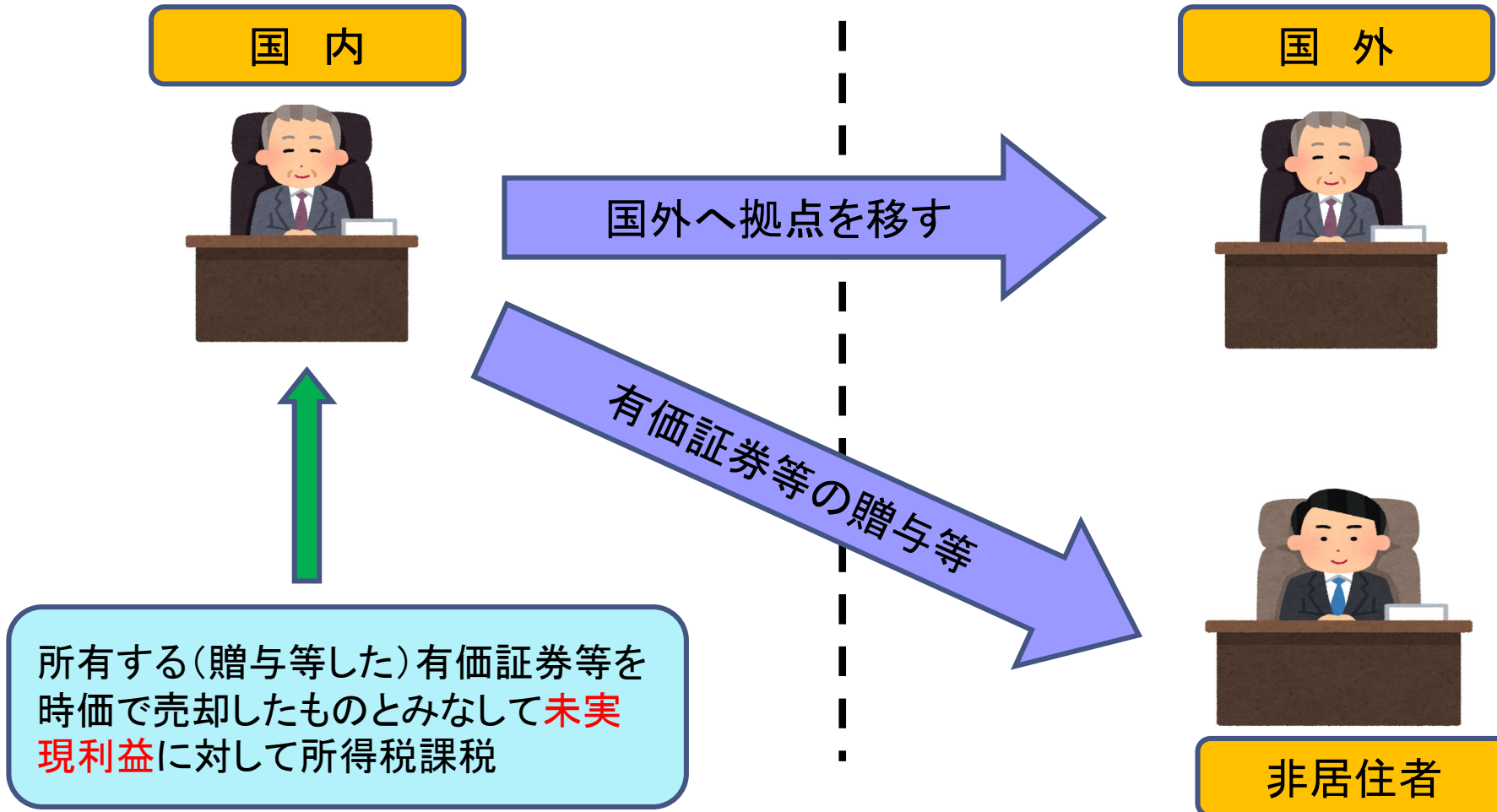
【問い合わせ先】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

- ◆ 住所：〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号
※確認申請書の提出は、こちらまで郵送で御願います。
- ◆ 電話：03-3501-1511（代表） 03-3501-5803（直通）
- ◆ 中小企業庁ホームページ：http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm

（出典）中小企業庁

【国外転出(贈与等)時課税】

- 1 国外に転出時に有価証券等に係る未実現利益に課税(要件あり)
- 2 居住者から非居住者への贈与・相続についても同様の取扱い
- 3 納税猶予制度などもあります



【国外転出(贈与等)時課税】

対象者



- 次の1及び2のいずれにも該当する居住者が対象
- 1 所有する有価証券等の金額の合計額が**1億円以上**である者
 - 2 国外転出(贈与等)の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が**5年超**である者

- 1 国外転出時に有していた有価証券等を譲渡せずにその国外転出の日から5年以内に帰国等した場合
- 2 有価証券等を贈与等により移転を受けた非居住者が、その有価証券等を譲渡せずにその贈与等の日から5年以内に帰国等した場合
⇒国外転出(贈与等)時の**課税を取り消す**ことができる(4カ月以内に更正の請求)。

注意点(相続の場合)

お亡くなりになられた方のその年の確定申告は、お亡くなりになった日の翌日から4カ月以内に行う必要があります(「準確定申告」といい、申告義務は相続人)。

なお、**相続人の中に非居住者がいた場合、4カ月以内に有価証券等の分割が決まれば良いのですが、決まらなかった場合には、相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定して、非居住者の法定相続分を譲渡したものとみなして所得税が課税**されます。

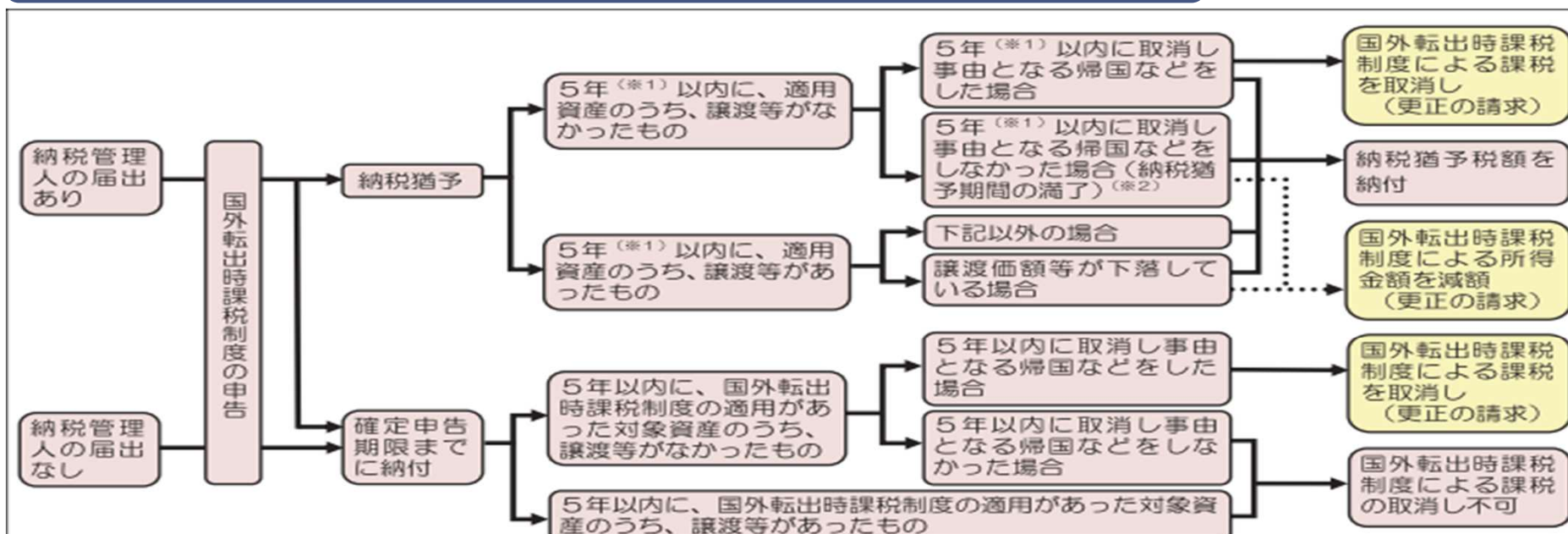
⇒遺言書を作成し相続を確定させておくことも対策のひとつです。

【国外転出(贈与等)時課税】

納税猶予制度の要件

- ① 国外転出時までには納税管理人の届出を行うこと
- ② 納税猶予分の所得税額及び利子税に相当する担保の提供
- ③ 確定申告書に納税猶予を受けようとする旨を記載
- ④ 継続届出書を提出(毎年)

国外転出時課税制度の納付についてのフローチャート



※1 納税猶予期限を延長している場合は10年となります。

※2 納税猶予期間の満了日の適用資産(適用贈与資産、適用相続資産)の価額が国外転出の時(贈与の時、相続開始の時)よりも下落している場合には、更正の請求をすることができます。

(注) 国外転出(贈与)時課税の対象となる贈与者が、納税猶予の特例の適用を受ける場合は、納税管理人の届出は必要ありません。ただし、その贈与者が納税猶予期間中に国外転出をする場合は、国外転出の時までに納税管理人の届出をする必要があります。

(出典)「国外転出時課税制度のあらまし」(「国税庁:平成27年5月」)

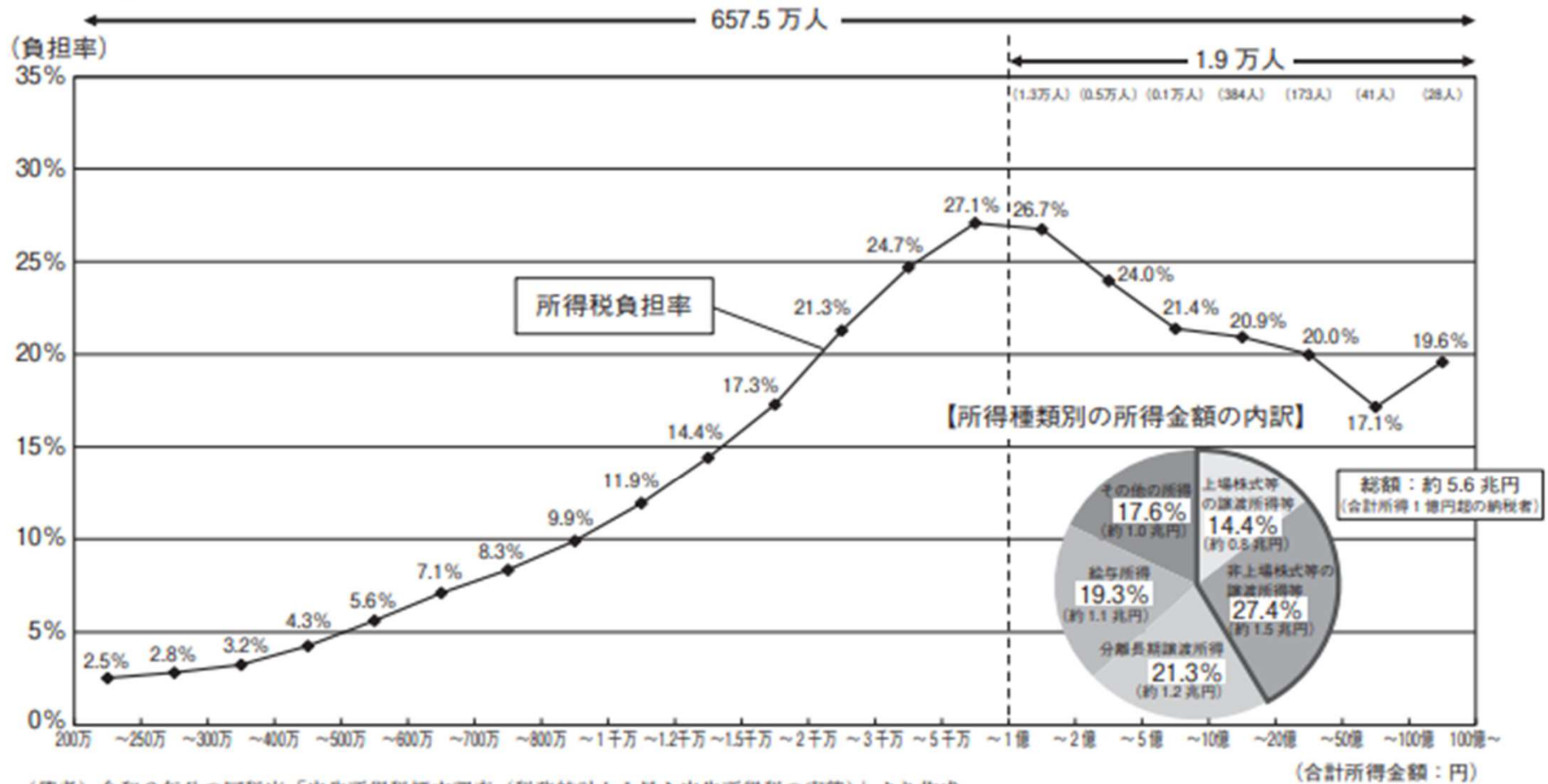
【メ モ】

Blank area for notes.

【改正：極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し(ミニマムタックス)】

申告納税者の所得税負担率 (令和2年分)

○ 1億円を超える高所得者層の所得種類別の内訳をみると、非上場株式等の譲渡所得等の割合は27.4%と最大。次いで、土地建物の長期譲渡所得(21.3%)、上場株式等の譲渡所得等(14.4%)となっている。



(出典) 財務省「令和5年度 税制改正の解説」

【改正：極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し(ミニマムタックス)】

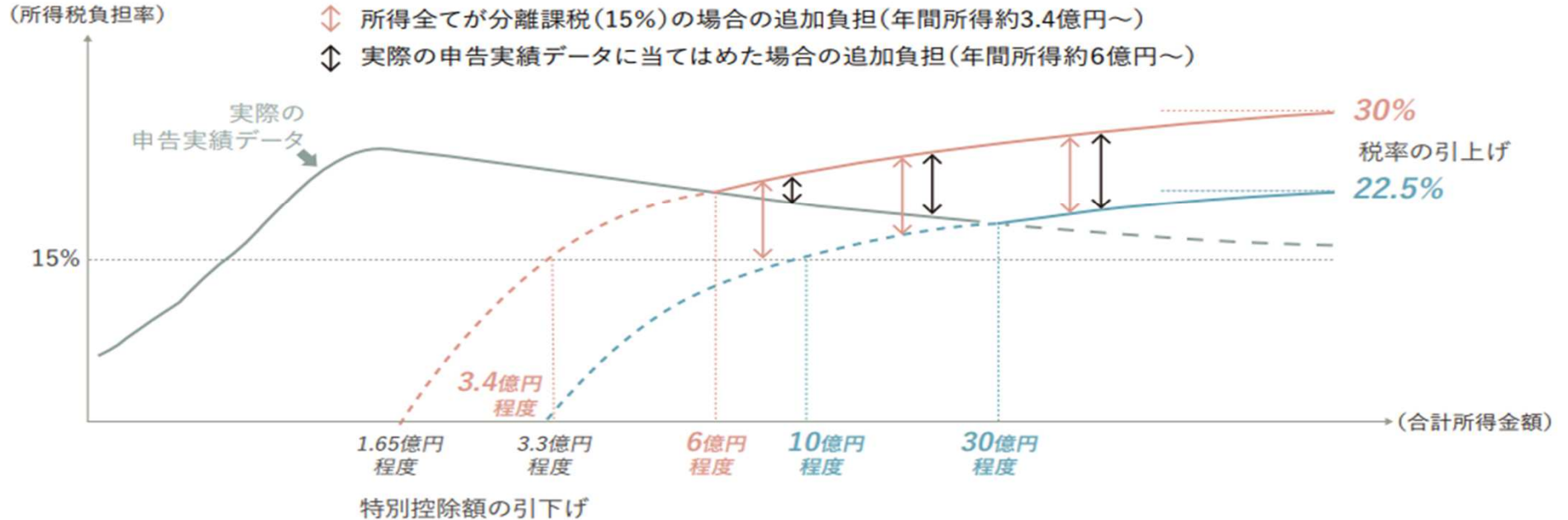
令和7年より

令和9年より

<p>見直し前</p> <p>① 通常の所得税額 ② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%</p> <p>②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</p>	➔	<p>見直し後</p> <p>① 通常の所得税額 ② (合計所得金額※ - 特別控除額(1.65億円)) × 30%</p> <p>②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</p>
---	---	--

※ 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
 ※ スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。

見直しのイメージ



(出典)財務省「令和8年度 税制改正パンフレット」

【改正：極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し(ミニマムタックス)】

例

所得内容が株式等の譲渡所得のみであると仮定した場合において、改正前と改正後の税額の影響額はどうなりますか？(上段:改正前、下段:改正後)

パターン	所得金額	所得税	復興税	住民税	令和7年追加税額	税額合計
1	340,000千円	51,000千円	1,071千円	17,000千円	0千円	69,071千円
2	600,000千円	90,000千円	1,890千円	30,000千円	0千円	121,890千円
3	1,000,000千円	150,000千円	3,150千円	50,000千円	0千円	203,150千円
4	1,040,000千円	156,000千円	3,276千円	52,000千円	484千円	211,760千円
5	2,000,000千円	300,000千円	6,300千円	100,000千円	70,908千円	477,208千円



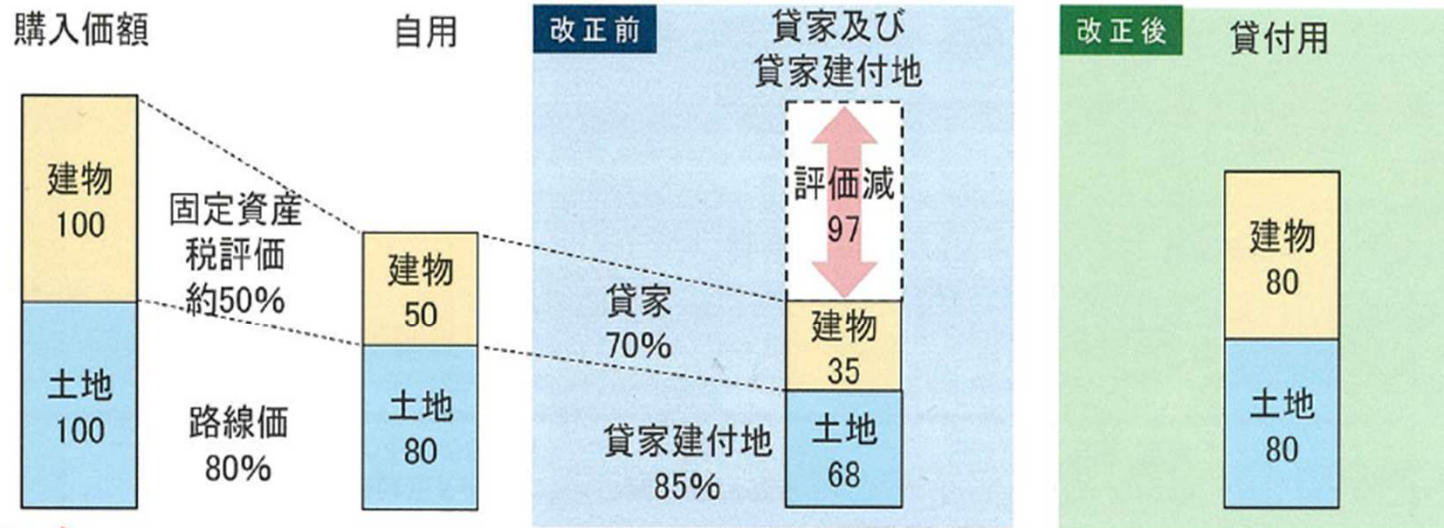
パターン	所得金額	所得税	防衛・復興税	住民税	令和9年追加税額	税額合計	税額差額
1	340,000千円	51,000千円	1,071千円	17,000千円	438千円	69,509千円	438千円
2	600,000千円	90,000千円	1,890千円	30,000千円	39,421千円	161,311千円	39,421千円
3	1,000,000千円	150,000千円	3,150千円	50,000千円	99,394千円	302,544千円	99,394千円
4	1,040,000千円	156,000千円	3,276千円	52,000千円	105,392千円	316,668千円	104,908千円
5	2,000,000千円	300,000千円	6,300千円	100,000千円	249,328千円	655,628千円	178,420千円

(例) 【340,000千円-165,000千円】×30%=52,500千円 > 51,000千円+1,071千円=52,071千円
 ∴ 【52,500千円-52,071千円】×102.1%≒438千円(追加税額)

【改正：貸付用不動産の評価の見直し】

ポイント

- 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。
- 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。
- 令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。

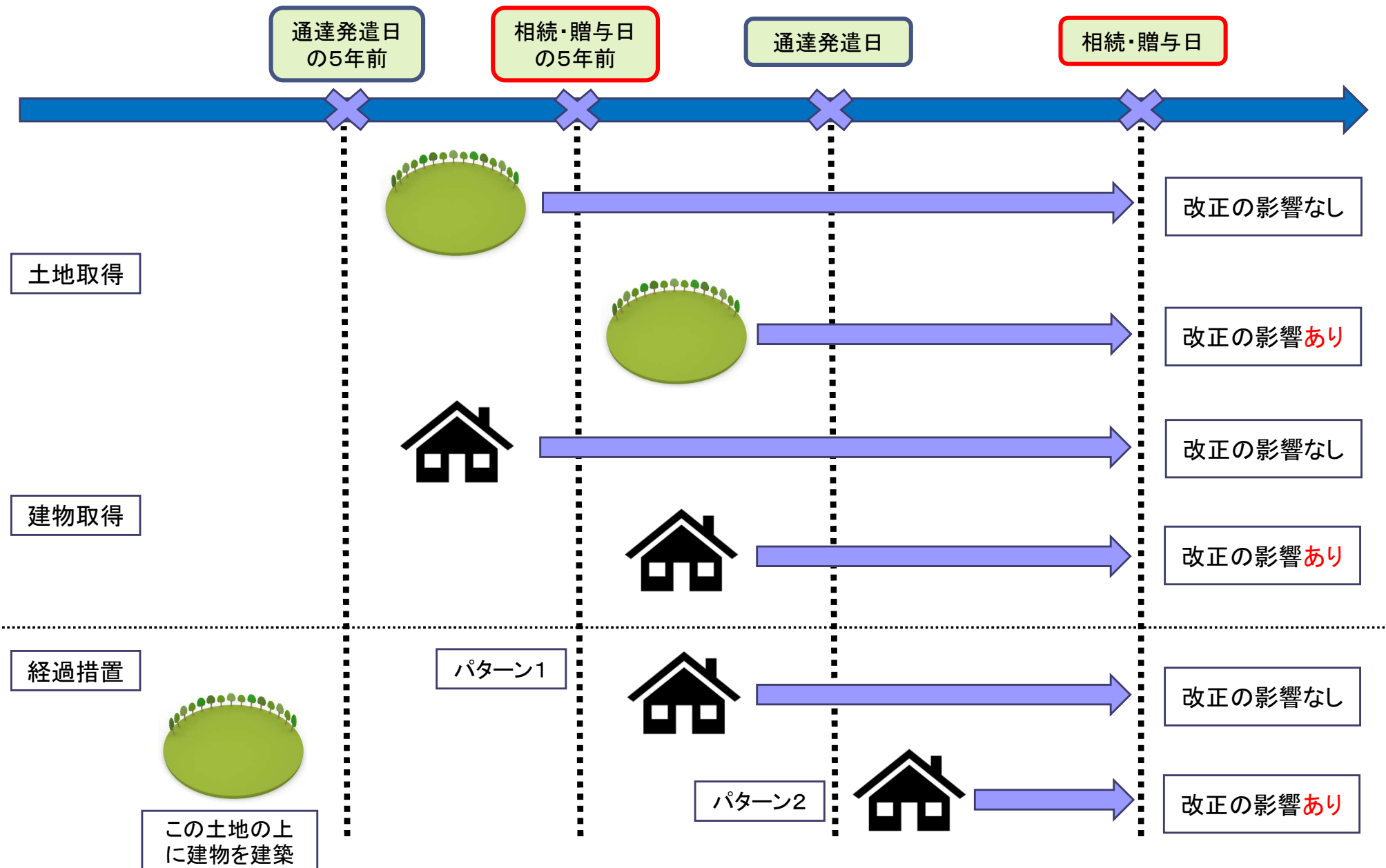


★チェック

- 相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮して見直しする。
- マンション通達が適用されるものも、貸付不動産の評価対象になる。
- 通達改正なので、非上場株式の純資産価額の計算においても、この改正の影響を受けるものと考えられる。

(出典)税理士法人名南経営「令和8年度図解税制改正のポイント」

【改正：貸付用不動産の評価の見直し】



この土地の上に建物を建築

【改正：企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設】

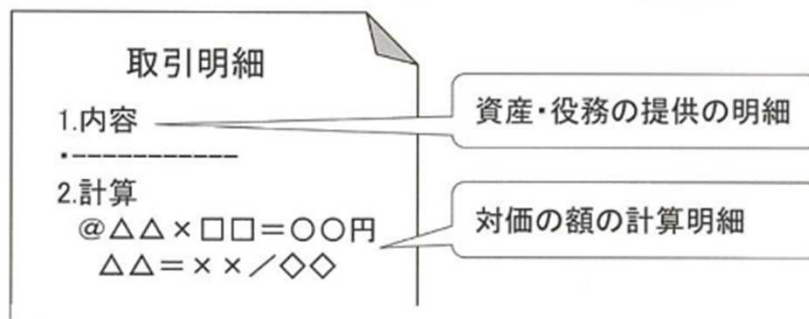
ポイント

- 内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等の**その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項**の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととする。
- 上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、**青色申告の承認の取消事由等**となる。

関連者	移転価格税制における関連者と同様の基準
-----	---------------------

特定取引 （販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る）	① 次の資産の譲渡又は貸付け ・工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの ・著作権 ・プログラムの著作物 ② 次の役務の提供 ・一定の研究開発、広告宣伝等の事業活動 ・資産を使用させる行為、維持及び管理 ・経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供で一定のもの ・以上の役務の提供に類するもの
--	--

取引関連書類等	注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類
---------	---------------------------------



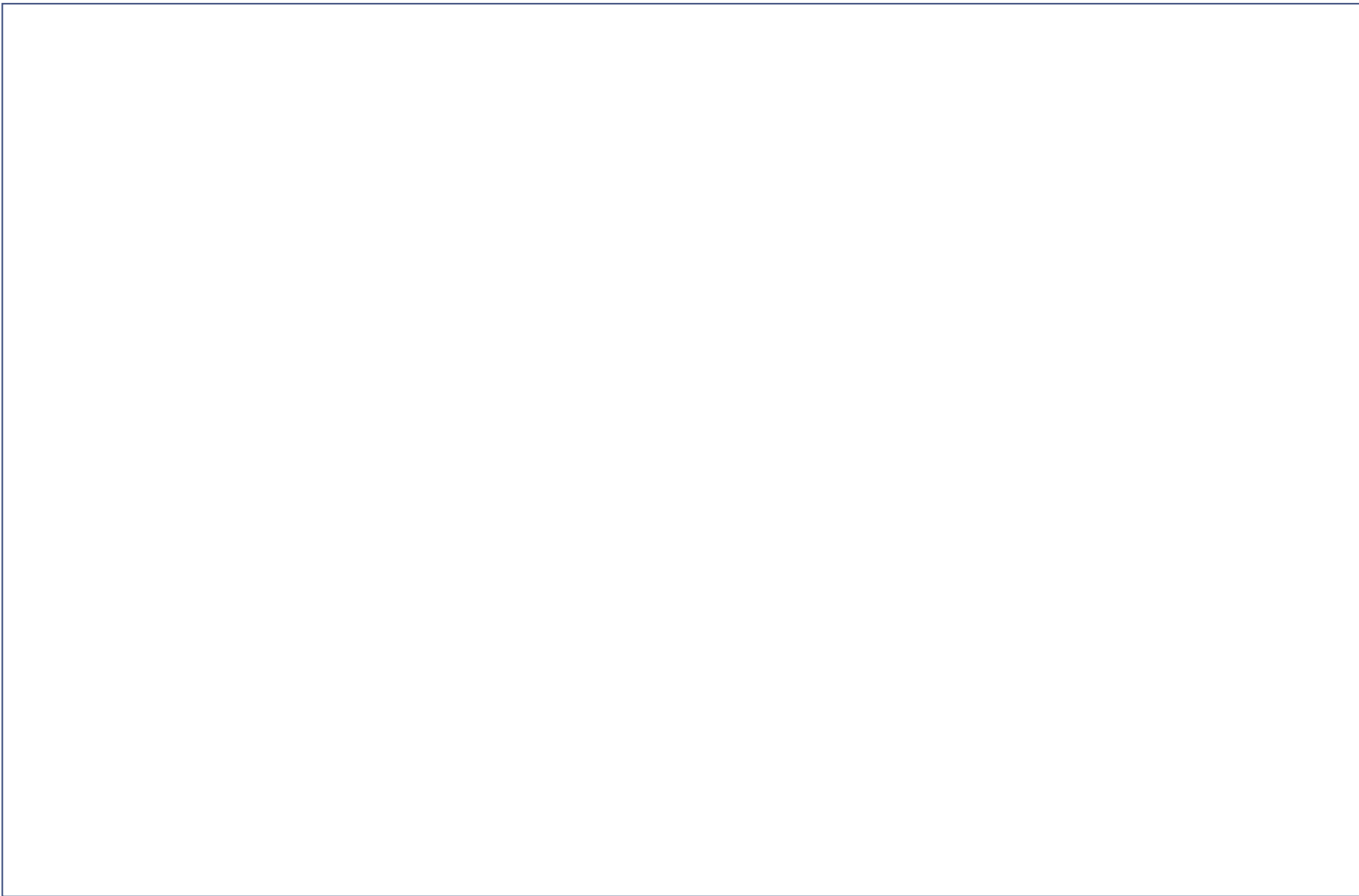
★ チェック

- 無形資産にかかるグループ間取引については、その取引金額の計算根拠等を明らかにした状態で書類保存することが求められる。
- 特定取引は内国法人に対する取引を指す。

(出典) 税理士法人名南経営「令和8年度図解税制改正のポイント」

※ 令和8年4月1日以後に**開始**する事業年度より適用されます。

【メ モ】



【注意事項】

- ・資料内容には、個人的な見解も含まれております。
- ・対策内容などに関しては、税務リスクを保証するものではありませんので、十分な検討を行った上で、ご対応ください。
- ・計算例の数値は、簡易的に計算している部分もありますので、ご注意ください。

【弊社概要】



私たちにできること

MHC税理士法人

- ・ 税務・決算申告
- ・ 会計帳簿の記帳代行
- ・ 決算書等財務書類の作成
- ・ 会計業務の指導
- ・ 事業承継支援
- ・ 会計アウトソーシングの受託
- ・ 相続税・贈与税のシミュレーション
- ・ ITを活用した経理業務・総務業務の自動化・効率化支援



株式会社MHCアドバイザリーサービス

中小企業庁登録 M & A 支援機関
経済産業省登録 認定支援機関

- ・ M & A アドバイザリー 仲介業務・FA業務
- ・ 財務デューデリジェンス
- ・ 事業デューデリジェンス
- ・ 経営計画策定支援
- ・ 事業再生コンサルティング
- ・ 事業再生後の経営改善計画の実行支援（ハンズオンサポート）
- ・ M & A 後のPMIコンサルティング
- ・ 内部管理体制構築サポート
- ・ IPOコンサルティング



株式会社MHCソリューションズ

- ・ 補助金活用支援
- ・ コスト削減コンサルティング
- ・ 組織開発・後継者育成・チームコーチング
- ・ 人材紹介会社・不動産活用の提案



弁護士・司法書士・社会保険労務士・監査法人・不動産鑑定士・行政書士等の専門家と多数連携しておりますので、中小企業の抱える課題に対し、最適なチームを編成してその解決にあたります。

MHCとは

マネジメント・ハイブリッド・コンサルティングの頭文字です。私たちは、会計の専門家だけではなく、中小企業診断士、マーケティング、IT業務、組織開発、金融機関、製造業など多様な経験を持ち、コンサルティング業務で培ったノウハウを最大限に発揮し、全力で中小企業の課題解決に向けてクライアントをサポートするための集合体です。

MHCグループ代表

四方 浩人 公認会計士/中小企業診断士/税理士

中小企業の事業再生等に関するガイドラインに係る
第三者支援専門家

★得意分野：事業再生支援・事業承継支援
M&A支援・経営計画策定支援

私たちが得意なこと



● 事業承継支援

税務・財務を基軸とした経営戦略と豊富な支援経験を活かし、事業を継承させたいというクライアントの要望に様々な角度から最適な戦略を支援します。事業承継に係る経営者の相続税・贈与税等資産税分野への対応も行っております。M&A業務も豊富な経験を有しており、マッチング、デューデリジェンス、スキーム提案、事業価値評価、資金調達支援、契約書作成等法的対応、PMIまで中小企業のM & Aに寄り添いながらワンストップでの対応が可能です。なお、法的業務は当社提携の司法書士、弁護士と連携して対応します。

● 管理業務のDX化支援

クライアントの会計業務、給与計算、売上・仕入管理、在庫管理などに関して、経営判断に必要な情報の抽出やデータ間連携をサポートします。また、クライアントにとって全体最適となるシステムの提案を行い、業務フロー全体の自動化や効率化も行っております。

● 中小企業伴走支援

「中小企業支援のMHC」の得意とする業務です。単なる税務申告だけでなく、管理会計や財務会計、組織開発などのスキルを活かして、会社の抱える課題に対して最適なチームを編成し、一歩踏み込んだ本気の伴走支援を行います。経営会議への参加、社外監査役や社外取締役就任などで、会社のアクションプランを分担することも行っております。

● 内部管理体制構築

中小企業の業務効率化から上場審査にも耐えうるレベルまで内部管理体制構築が可能です。外部からアドバイスを行うだけでなく、クライアントと一緒に作業を行い、十分に内情を把握したうえで、本当に必要な管理体制の構築を行います。必要に応じて業務フロー図作成、マニュアル作成、業務時間管理、社内データ整理、各種研修も行っております。

● 資金調達支援

再生支援協議会等を活用した私的再生スキームや弁護士と連携した法的再生スキームの他、金融機関からの融資を受ける際の返済計画策定等に関して豊富な経験があります。財務デューデリジェンス、事業デューデリジェンス、再生計画・返済計画、モニタリング支援等金融機関からの融資を受ける際における各種業務をワンストップで対応することができます。



アクセス



MHC税理士法人

TEL 075-744-0370 FAX 075-744-0271
〒604-8242
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町71-1
菅原ビル302号

株式会社MHCアドバイザリーサービス

TEL 075-744-0270 FAX 075-744-0271
〒604-8242
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町71-1
菅原ビル301号

株式会社MHCソリューションズ

TEL 075-744-0270 FAX 075-744-0271
〒604-8242
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町71-1
菅原ビル303号



ご清聴ありがとうございました。

【参 考 資 料】

【株式の評価について(特定評価会社以外)】

- 1 取引相場のある株式(上場株式等)
→ 取引相場
- 2 取引相場のない株式(同族会社など)
→ 財産評価基本通達に基づき株価を算定

- ① **純資産価額方式**・・・会社の実態から株価を算出
⇒ 株主の持分である純資産を時価(財産評価基本通達)ベースで評価したもの(含み益に対して38%の控除あり)
- ② **類似業種比準価額**・・・上場会社の平均株価を利用して株価を算出
⇒ **配当金額・利益金額・純資産価額**の3要素が株価に影響。
上場会社の株価に自社の3要素を計算に反映して評価したもの
- ③ **配当還元価額**・・・支払配当の金額を基に株価を算出
⇒ 配当を支払っていない場合には、最低価格で評価します。

※ 一般的に①⇒②⇒③の順番で株価が安くなると言われています。
①と②の評価を併用した方法もあります。

【取引相場のない株式の評価の今後】

令和8年4月16日
国 税 庁

「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の開催について

1 開催趣旨

取引相場のない株式の相続税評価については、令和6年11月に会計検査院検査報告において、各評価方式の間で評価額にかい離が生じており、類似業種比準価額を適用する割合が高い規模の大きな会社ほど、株式の評価額が相対的に低く算定されること、また、配当還元方式の還元率が、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがあること等から、評価制度の在り方について、「異なる規模の会社間での公平性や社会経済の変化を考慮し、より適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」との指摘を受けたところです。

今般、国税庁では、検査院の指摘も踏まえ、取引相場のない株式の相続税評価について、相続税法の時価主義の下、適正な評価制度の在り方を検討するため、有識者会議を開催します。

2 第1回開催予定日

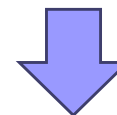
令和8年4月20日(月)

3 会議資料等の公表

- 各回の会議資料については、会議開催の当日、開始時刻の1時間前までに国税庁ホームページにて公表予定
- 議事要旨については、会議終了後、国税庁ホームページにて公表予定
- 有識者会議の委員名簿については、第1回会議資料と併せて公表予定

会計検査院からの指摘事項

1. 原則的評価方式の一つである類似業種比準方式の評価額が純資産価額方式の評価額に比して想定程度低く算定されていること
2. 特例的評価方式である配当還元方式の還元率が高いこと



非上場株の相続評価、2028年1月から新ルール適用へ 有識者が初会合

社会・調査

2026年4月20日 18:30 (2026年4月20日 22:15更新) [会員限定記事]



保存



非上場株の評価ルール見直しに向け、国税庁は20日、有識者会議の初会合を開いた。2027年度の税制改正大綱へ反映し、28年1月以降の相続から新ルール適用を目指す。

座長に租税法を専門とする慶応大大学院の佐藤英明教授が就いた。会計学や会社法の専門家のほか日本商工会議所や日本税理士会連合会の関係者などで構成する。

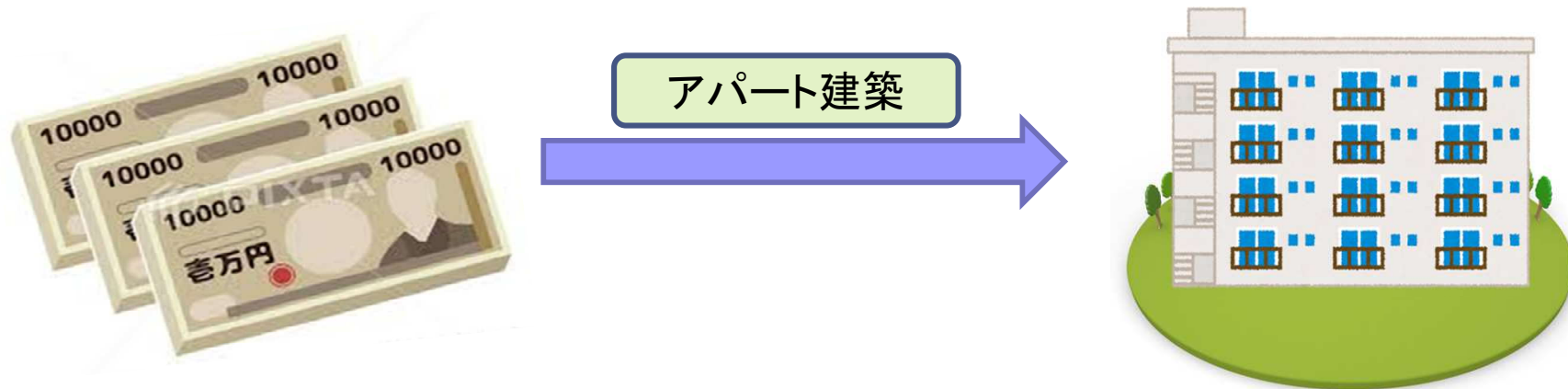
評価ルールを抜本的に見直せば、現行の評価ルールを定めた1964年以来初めてとなる。

(出典)「日本経済新聞」

【対策①：不動産活用（P38の改正は未考慮）】

- 1 不動産を新規取得し貸付ける
- 2 法人の株価算定上、課税時期3年以内の新規取得は取引価額で評価

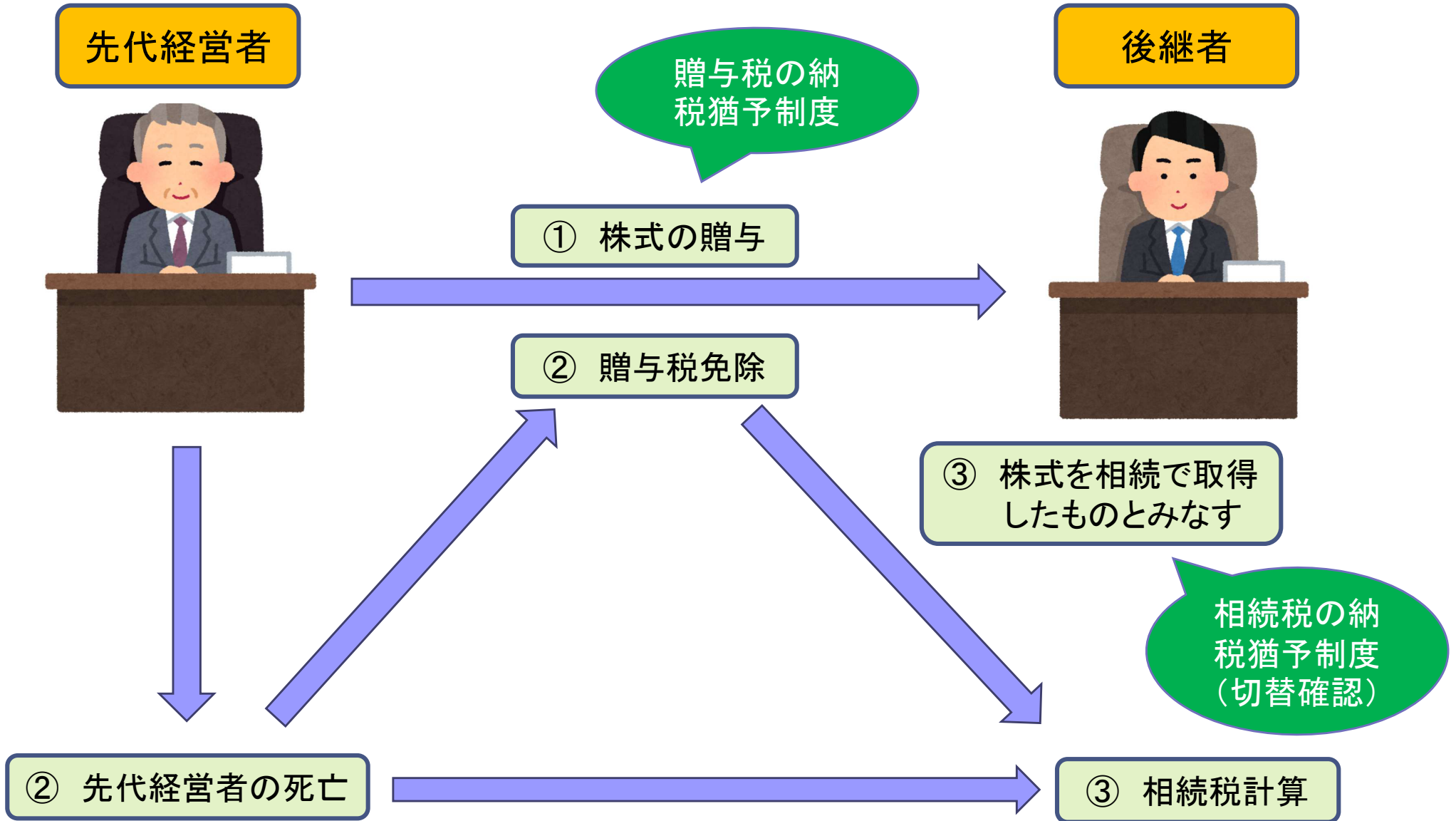
土地5,000万円を購入し、アパートを5,000万円で建築
(借地権割合60%、借家権割合30%、賃貸割合100%)



1. 土地評価額(貸家建付地として評価減)
 $5,000\text{万円} \times 80\% \text{程度} \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%) = 3,280\text{万円}$
2. 建物評価額(固定資産税評価額となり評価減)
 $5,000\text{万円} \times 50\% \text{程度} \times (1 - 30\% \times 100\%) = 1,750\text{万円}$

1億円の評価額が5,030万円に圧縮
約4,970万円の財産の圧縮が可能(土地評価減1,720万円+建物評価減3,250万円)

【対策②：納税猶予制度：事業承継税制】

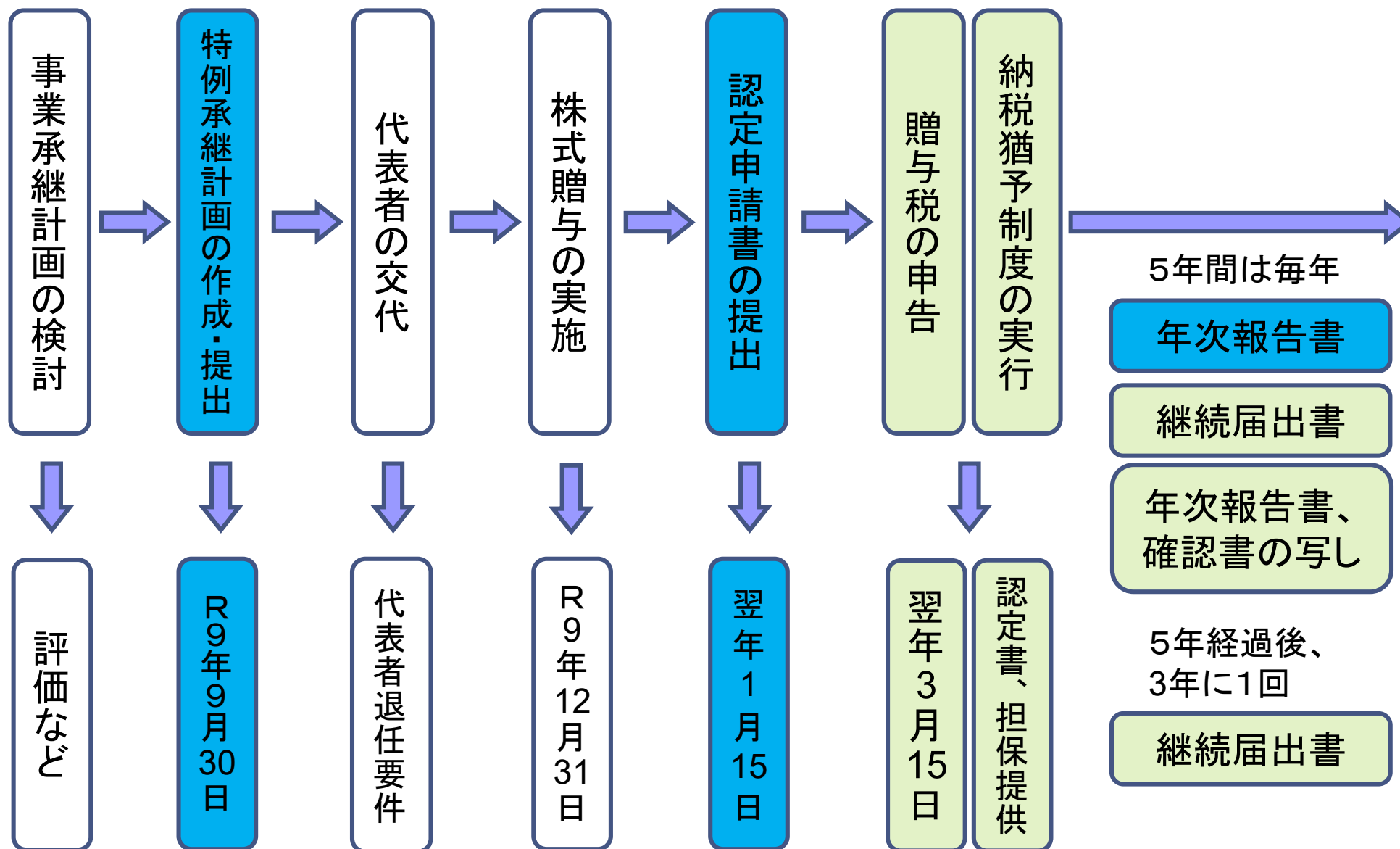


【対策②：事業承継税制（一般措置と特例措置）】

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和9年9月30日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力的	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定 相続人（直系卑属）・孫への贈与

（出典）法人版事業承継税制のあらまし（国税庁「令和7年7月更新版」を加筆）

【対策②：事業承継税制（活用の流れ：贈与版）】



※ 青色は都道府県へ、緑色は税務署へ提出

【対策③ 小規模宅地等の特例(評価減)】

概要

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、その相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（「被相続人等」という。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）で建物又は構築物の敷地の用に供されているもので一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、下記の「減額割合等」の表に掲げる区分ごとにそれぞれに掲げる割合を減額します。

減額割合等

(出典)国税庁



相続開始の直前における宅地等の利用区分			要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400 m ²	80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除きます。)用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400 m ²	80%
			③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 m ²	50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 m ²	50%
	被相続人等の貸付事業用の宅地等		⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 m ²	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等			⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330 m ²	80%

①生前に宅地等が被相続人等の事業又は居住の用に利用(概要赤文字部分)

②財産を取得した個人について、一定の要件を満たす(概要青文字部分)



①と②の要件を満たした宅地等については、どこかの宅地等の区分に該当する

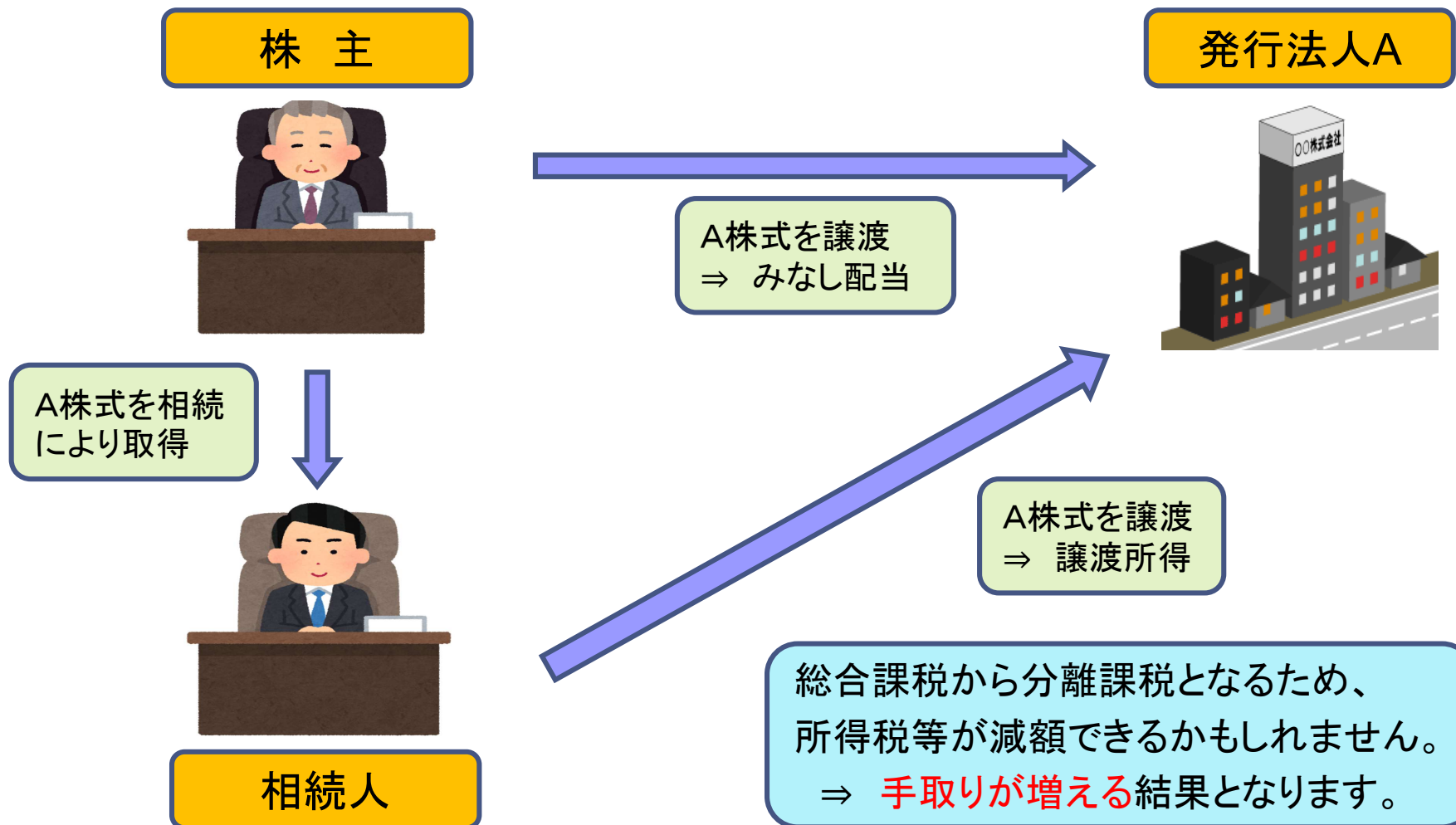
課税価格算入額

【例】 特定事業用宅地等(面積500m²)に該当する1億円の宅地等

1億円 - $1\text{億円} \div 500\text{m}^2 \times 400\text{m}^2 \times 80/100$ = 3,600万円 ⇒ 6,400万円減額効果

【対策④ 発行会社への譲渡（相続取得）】

- 1 発行法人への自社株式の譲渡は、通常、みなし配当（総合課税）
- 2 相続取得の場合には、譲渡所得となることもある（分離課税）
- 3 取得費加算の特例もあります



【対策④ 発行会社への譲渡（相続取得）】

